

平成30年第5回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月6日(水)から19日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
6日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
7日	木			
8日	金			
9日	土			
10日	日			
11日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
14日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
		総務文教委員会	13時30分	付託事件審査
15日	金	予算特別委員会	9時	付託事件審査
16日	土			
17日	日			
18日	月	予 備 日		
19日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成30年鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
平成30年 6月 6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月 6日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月 6日 午後1時27分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
会議録署名 議員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務	議会議務局長	渡辺智文	出欠	議会議務局次長	長浦良	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権課長	石井通稔	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	税務住民課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
				保険健康課長	芝野英和	出欠
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成30年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第40号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約の変更について
- 日程第4 議案第41号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について
- 日程第5 議案第42号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第6 議案第43号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第7 議案第44号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第8 議案第45号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第9 議案第46号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第10 議案第47号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第11 議案第48号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第12 議案第49号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第13 議案第50号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第14 議案第51号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第15 議案第52号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第16 議案第53号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第17 議案第54号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第18 議案第55号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第19 議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例
- 日程第20 議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第58号 地方独立行政法人くらはて病院評価委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算
- 日程第23 議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除

平成30年6月6日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成30年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の廃校に向けての生徒の募集停止について、行政報告をいたします。

平成30年3月の定例議会の施政方針において、豊翔館のあり方については、豊翔館あり方検討委員会からの提言を受け、今後の方針を述べさせていただきました。

提言では、生徒数の減少に起因する普通交付税の減少や施設の老朽化による改修工事費等の増加も見込まれることから、町立で運営していくことは難しく、また県立学校への移管も見込めないため、廃校もやむを得ないとする内容でございました。

ただし、この提言のまとめの中では、平成30年度の入学者数の状況によっては存続の余地がある旨の付言がされておりました。

本年度の豊翔館の入学者数は、定員80名に対して26名であり、定員の約3割程度の状況であったこと、また、新入生のうち町内生徒が3人、全学年で見ても5人しか在学していない状況となりました。

これらを踏まえ、4月18日に開催された第1回鞍手町教育委員会において、豊翔館のあり方について改めて協議された結果、提言のとおり廃校に向け、平成31年度より生徒の募集を停止するという結論に至った旨の報告を受けましたので、豊翔館設置者として廃校に向け所要の手続きを進めてまいりましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております平成29年度鞍手町繰越明許費、繰越計算書、鞍手町地域防災計画書、第7期鞍手町高齢者保健福祉計画書、及び第5期鞍手町障害福祉計画書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番議員 宇田川亮君及び5番議員 竹内利一君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの14日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月19日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第40号から日程第5 議案第42号までの3件を一括して議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第40号から 日程第5 議案第42号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第40号から 日程第5 議案第42号までの3件は、筑紫郡那珂川町が平成30年10月1日から市制を施行し那珂川市になることから、福岡県自治会館管理組合、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合及び福岡県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の協議について、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

日程第3 議案第40号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について及び日程第4 議案第41号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更については、地方自治法第290条の規定に基づき、日程第5 議案第42号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体として本議会の議決をいただくものであります。

以上が、日程第3 議案第40号 から 日程第5 議案第42号までの3件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号から議案第42号までの3件については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号から議案第42号までの3件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第40号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についてを採決します。

本案について、これに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを採決します。

本案について、これに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議を採決します。

本案について、これに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第6 議案第43号から 日程第18 議案第55号までの13件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第6 議案第43号から、日程第18 議案第55号までの13件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第43号から 日程第18 議案第55号までの13件は、鞍手町農業委員会委員13名の任命の同意であります。

平成27年9月に農業委員会等に関する法律の一部が改正され、改正前の農業委員の選出方法は、選挙制と市町村長の選任制の併用で選出されておりましたが、改正後は、農業委員の推薦・公募を実施し、その内容等を公表した上、議会の同意を得て市町村長が任命することに改められました。

次期農業委員の任期は、平成30年7月20日から平成33年7月19日までの3年間あります。

なお、候補者13名の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますのでご参照下さい。

以上が、日程第6 議案第43号から 日程第18 議案第55号までの13件の提案説明であります。

ご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第43号から 議案第55号までの13件について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号から 議案第55号までの13件については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号から 議案第55号までの13件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第43号から 議案第55号までの13件について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第43号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に 相葉富雄氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第43号は同意することに決定しました。

次に、議案第44号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、石田祐二氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第44号は同意することに決定しました。

次に、議案第45号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、遠藤幸男氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第45号は同意することに決定しました。

次に、議案第46号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、栗田英洋氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第46号は同意することに決定しました。

次に、議案第47号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、栗田美和氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第47号は同意することに決定しました。

次に、議案第48号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、幸田剛氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第48号は同意することに決定しました。

次に、議案第49号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、小長光隆氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第49号は同意することに決定しました。

次に、議案第50号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、白石信幸氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第50号は同意することに決定しました。

次に、議案第51号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、田中 勉氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第51号は同意することに決定しました。

次に、議案第52号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、筒井浩一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第52号は同意することに決定しました。

次に、議案第53号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、花田貴志氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第53号は同意することに決定しました。

次に、議案第54号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、福本 平氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第54号は同意することに決定しました。

次に、議案第55号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に、安永洋一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第55号は同意することに決定しました。

次に進みます。

日程第19 議案第56号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第19 議案第56号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第56号は、鞍手町工場立地法準則条例であります。

本条例は、平成28年5月の法改正により工場立地法に係る事務の権限が県から町へ移譲され、国が定めた基準の範囲内において、工場立地に必要な緑地等の面積割合を緩和できるようになったことから、当該面積割合等を規定した準則を条例として制定するものであります。

以上が、日程第19 議案第56号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第20 議案第57号及び日程第21 議案第58号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第20 議案第57号及び日程第21 議案第58号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 0 議案第 5 7 号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員になる基礎要件において、学校教育法に規定する学校の教諭となる資格を有する者から教育職員免許法に規定する教育免許状を有する者に改められたこと、また、これまで高等学校卒業で 2 年以上の実務経験などの要件が必要であったものが、5 年以上の実務経験があつて市町村長が適当と認めたものについては、基礎要件として追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に日程第 2 1 議案第 5 8 号は、地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人法が一部改正されたことに伴い、くらて病院の各事業年度の実績評価や中期目標期間の事業評価などは鞍手町長が行うこととされ、これにより、町長がそれらの評価などを行うとき、その評価等に対し評価委員会の意見の申述を受けることとするため、その所掌事務等については、くらて病院評価委員会条例に定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第 2 0 議案第 5 7 号及び日程第 2 1 議案第 5 8 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 2 議案第 5 9 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 2 議案第 5 9 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 2 2 議案第 5 9 号は、平成 3 0 年度鞍手町一般会計予算であります。

平成 3 0 年度鞍手町一般会計予算につきましては、3 月 7 日開会の 3 月定例会において議案第 1 9 号として提案いたしました。賛成少数で否決されたことに伴い、3 月 3 0 日開会の臨時会において議案第 3 0 号として平成 3 0 年度鞍手町一般会計暫定予算を提案し、可決していただきました。

この暫定予算の期間につきましては、本年 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までの 3 か月間とし、当初予算成立までの間の行政の中断を防ぐためのものであることから、今回、平成 3 0 年度鞍手町一般会計予算を編成したものであります。

なお、暫定予算は当初予算が成立したときはその効力を失うこととなり、暫定予算に基づく支出等は当初予算に吸収されることとなります。

まず、平成 3 0 年度一般会計予算の総額は、平成 2 9 年度と比較して、歳入歳出それぞれ 4 億 3, 1 0 3 万 6 千円、率にして 6. 0 % の増額となる 7 6 億 5, 0 7 6 万 7 千円として

おります。

次に、議案第19号でご審議いただきました平成30年度鞍手町一般会計予算と比較いたしますと、歳入歳出それぞれ1億1,838万8千円、率にして1.5%の減額となる予算編成となっております。

減額の主なものにつきましては、新庁舎建設に伴う事業費であります。

2款総務費では、小牧墓所移転に伴う郵便料、設計測量委託料、工事費及び補償費は計上し、それ以外は減額しております。

これにより庁舎等建設事業費では、7,025万9千円の減額となっております。

また、10款教育費では、石炭資料展示場移転事業費等の庁舎等建設関連で5,625万4千円の減額となっております。

具体的には、議案とともにお配りしております「参考資料平成30年度鞍手町一般会計予算と3月提出予算との比較」をご参照いただくことをご説明に代えさせていただきます。

以上が、日程第22 議案第59号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23 議案第60号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第23 議案第60号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第60号は、平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、総務費の一般管理費委託料で、国民健康保険高額療養費の自己負担区分の細分化に係るシステム改修費を追加するもので、委託料の追加に伴い県支出金及び繰入金を追加するものです。

歳入歳出それぞれ1億1,838万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,521万9千円としました。

以上が、日程第23 議案第60号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第24 議案第61号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 4 議案第 6 1 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 2 4 議案第 6 1 号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 3 0 年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成 3 0 年度分の固定資産税の課税免除申請が企業 1 1 社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第 2 4 議案第 6 1 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日 7 日から 1 0 日までの 4 日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 7 日から 1 0 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 1 3 時 2 7 分

平成30年鞍手町議会第5回定例会会議録（第2号）						
平成30年 6月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月11日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月11日 午後3時59分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	12人					
欠席	1人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	4	宇田川 亮	5	竹内利一		

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名			保険健康 課長	芝野英和	出欠
	議事日程	別紙のとおり				
	付議事件	別紙のとおり				
会議経過	別紙のとおり					

平成30年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成30年第5回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
6番 田中二三輝	1. 「インクルーシブ教育」の取り組みと課題について (1) 鞍手町における「インクルーシブ教育」の取組状況は。 (2) 近年、通級による指導を必要とする児童生徒が増加しており、通級による指導の場を拡充することが指摘されているが、今年度設置された「通級指導教室」に何を期待するのか。 (3) 現に通級による指導を望んでいる保護者に対する「情報提供」をどのように考えているのか。 (4) 小中と一貫した指導を行うのみならず、高等学校における指導の取り組みなどの課題があると考えますが、担当教員の幅広い専門性の向上と関係機関との連携と進路に関する知識が必要となると推察するが、この課題解消をどのように考えているのか。	教育長
11番 岡崎 邦博	1. くらて病院、役場庁舎の新築移転による町財政への影響について (1) 29年度末における町全体の起債残高とその内訳は。 (2) くらて病院と役場庁舎が32年度末までに計画通り建設された場合の町全体の起債残高とその内訳は。 (3) 32年度以降の特別会計を含めた元利償還額の推移は。 (4) これらの元利償還に要する財源は。 (5) 内科常勤医師6名が退職して以降のくらて病院の経営状況は。	町長
8番 鯉坂 省治	1. 国民健康保険事業について (1) 国民健康保険事業において前年度黒字の見込みとなっているが、今年度から保険税率が引き上げられている。今後、税率を引き下げる考えは。 2. くらて病院について (1) くらて病院受診者の町外転院による通院困難者に対する対策は。 3. 学校給食について (1) 学校給食費の無償化は。	町長 町長 町長
5番 竹内 利一	1. 公民連携について (1) 「くらて学園」、「くらてブロックチェーンビレッジ」など全国・世界に発信する事業を誘致されているが、公民連携を推し進めるためにも先進地を参考にして取り組む考えは。 2. 公共施設の相互利用について (1) 周辺自治体と連携し、公共施設の相互利用を推し進める考えは。	町長 町長
4番 宇田川 亮	1. 町長の政治姿勢について (1) 前教育長が任期途中で辞任した理由は。 (2) 前副町長を再任しなかった理由は。 (3) 副町長の職務代行と選任は。 (4) 庁用車の私的使用はなかったのか。又、本当に拠点の9割は鞍手町に置いていたのか。	町長

平成30年6月11日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に、6番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

今回は、文科省や県教育委員会等も、その方式に着目し既に取り組んでいる「インクルーシブ教育」への本町の取り組みについて、現状と今後の課題等を教育長にお尋ねいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

インクルーシブ教育とは、新しい方式として注目されているもので、障がいをもっている子どもも、そうでない子どもも、同じ場で同じように教育を受ける方式のことであり、様々な障がいがあってもできるだけ健常の子ども達と一緒に場で教育を受けるようにする方式のことであるというふうに理解をしております。

これは、子どもだけでなく、障がいのある人は障がいのない人と一緒に生活するのが自然で健康な姿だというノーマライゼーションの考え方に基づくものです。

欧米では「包み込む」という意味のインクルージョンという単語をキーワードとして、障がい児も健常児も一緒に教育するという考え方や制度を「インクルーシブ教育」というようになり、今、世界では障がい児の教育はインクルーシブでというのが常識になっています。

イタリアでは、日本でいう特別支援学校そのものが廃止されたということをご承知のことだと思えます。

インクルーシブ教育のいいところは、人間にはいろいろな人がいるということ子どもも深く実感し、困っている人を支え合うことが人としての喜びにつながることを知り、人間性の教育が深まるというところにある。

障がいをもった子どもは、一緒に生活できることで人間としての誇りを手に入れると書籍等で紹介されています。

そこで、本町の取組状況についてお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

初めに、インクルーシブ教育について説明をいたします。

インクルーシブ教育とは、子ども一人一人が多様であるということを前提に、障がいの有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践のプロセスのことです。

つまり、1人1人丁寧にと、みんなで一緒に学ぶの両方の実現を目指す教育理念と言えます。このインクルーシブの実現に向けて文部科学省をはじめ国や都道府県、市町村等の行政機関が主体となって行うべきことの 하나가、多様な子どもと共に学ぶための基礎的な環境を整備するという事です。

本町で取り組んでいますインクルーシブ教育について説明いたします。

鞍手町では、町内の全小中学校で児童生徒1人1人のニーズに応じた指導目標や、内容、方法を示した個別の指導計画及び学校卒業後までの支援を行うための教育支援の目標や内容を盛り込んだ個別の教育支援計画の作成を行っております。

また、学習や行動面に困難のある子どもも適切な支援を受けながら、通常学級での集団授業に参加することができるように、特別支援学級支援員を全ての小中学校に配置しております。

尚、福岡県教育委員会に提出した通級指導教室の設置の申請が採択されたことを受けて、平成30年度より本町では通常学級に在籍している児童生徒に対し、生活や学習の支援を個別少人数で取り組むことのできる通級教室を開設しています。

施設の面では、肢体不自由の指導生徒が入学する際に階段等への手摺の設置、トイレの改修、教室の入口等の段差を無くすようスロープを設置するなど、実態に合わせた施設の設備を行っております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

通級学級、通級指導教室というものが今年度からスタートしたということで、近年では通常学級に在籍しているけれども、ADHDやLD、軽度な情緒障がい、それから軽度な自閉症等々の通級指導教室での指導を必要とする児童生徒が増加しているというふうにも聞いております。

通級指導教室というのは障がいの程度がそれほど重度でなく、普段は普通学級、通常学級で授業を受けるけれども、必要な個別支援を別の教室や施設で受けるというような教育制度あるというふうに私は理解しておりますけれども、このことから、通級指導教室での指導の場、この拡充といったものがいま指摘されているところではないかなと思います。

今年度本町に設置されたということでございますので、まずその通級指導教室、これにどのように期待をされているのかその辺をお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

はじめに、通級による指導について説明いたします。

通級による指導では、小、中、高等学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について、当該児童生徒の障がい等の状態に応じた特別の指導を、特別の指導の場、通級指導教室で行うことで、学習上、あるいは生活上の困難を改善克服することを目指しております。

通級指導教室の開設にあたっては、軽度のADHD学習障がい、自閉症等の児童生徒で通常学級に在籍していますが、学習についていけなかったり、友達とコミュニケーションをとることが苦手な児童生徒の特性に合わせた個別の指導を行い、様々な選択肢の中から、今、本人に最も合った指導を行っていくことを期待しております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

現在の状況と今後のどういう内容で期待をされているかというのとは分かりました。

ただ、鞍手町の現状等々を加見するというのも一つ大事なことでしょうが、教育長ご自身が理想として持っていらっしゃる通級指導教室といった、何かそういったものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

私の考える理想の通級指導教室は、設置された学級へ町内各小中学校の児童生徒が、その障がいの状況に応じて、週の中で1単位時間から最大8単位時間通って適切な指導を受け、改善克服を目指していけるような自校通級と他校通級を併用した在り方でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

教育長の理想とされている通級指導教室の在り方ということで大変安心をしました。

要するに自校形式だけでなく、本町、他校の子ども達も施設が利用できるようなというふうな形のものを目指すといったところが教育長の通級指導教室における目標だというふうに理解をさせていただきます。

さて今年度設置された通級指導教室ですけれども、まだまだ手探りな状態であるのではないかなどこのように思いますし、また、この通級指導教室の設置を待ち望んでいたご父兄の方々には適切な情報提供といった面には十二分に行われているとは言い難い状況ではないのかなというふうに思います。

適切な情報提供がなされていないことが、町内他校で通級指導教室の設置を望み、また利用を期待している保護者の方々が苛立ちと不安感、不公平感、そういったものを抱いているのではないのでしょうか。

子どもが有する教育の機会の均等といった面から見ても阻害されることのないように、設置されている当該校のニーズに合わせたカリキュラムの作成等に苦慮されているという現状は十二分に理解ができますが、利用を希望する保護者にとっては本当に切実な願いだというふうに思っております。

町内、他校で通級指導教室の利用を期待している保護者の方々への情報提供の在り方、これについての考えを教えてください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

今年度は本町の剣北小学校、鞍手中学校と小竹町の小竹西小学校、小竹中学校の4校15名の児童生徒を対象として、先生が各学校を回る巡回型の通級教室として剣北小学校に1教室設置されました。

田中議員からご質問いただいた情報提供につきましては、町のホームページや各学校が発行している学校通信等でお知らせして行きたいと考えております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

町内の児童生徒で通級指導教室での指導が必要とされている全ての子どもが利用できる環境であるというのが理想だということは誰もが思うところがございます。その実現に向けた努力について、今時点での率直な気持ち、若しくはお考え等々がありましたらお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

通級指導教室は福岡県教育委員会に設置の申請を行い可否が決定いたします。申請の際には対象児童生徒の人数、保護者の承諾、専門家の意見の聴取といくつかの条件が必要となるため、日頃から担任だけでなく校内の教職員全体で特別な支援が必要な児童生徒の把握や共通理解を図ることに努め、必要に応じて県への設置申請を行っていきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

町内、他校で通級指導教室の利用を期待している保護者がまず安心して子どもを通級させることのできる、そういった環境の体制、こういったものをぜひ構築していただきたいというふうに思います。

さらに他の市町村ではやっていない状況であったとしても、本町では町内、他校の子ども

も利用可能な通級指導教室を構築すること、これをぜひ期待したいと思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

町内の他校から通級指導教室に通いたい希望がある場合は、先程説明した条件の他に、学校内の公務文書への位置づけ、教員の兼務申請、現在の通級指導教室を利用している全児童生徒のカリキュラムの再編成等がありますが、特別支援を必要としている児童生徒がいる場合は保護者や在籍している学校も含めて協議を行い、よりよい指導を行えるようにして行きたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

今年度から設置された通級指導教室に関しましては、その設置を切実に望んでいる保護者が町内に居住しているということはぜひ念頭に入れていただいて、いまずぐに利用ができない状況であったとしても通級指導教室の設置に関する情報提供や現状、そして利用可能な時期の目安、こういった情報も細かに提供してあげるといった気配り等々をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

この指導は、先程の教育長の答弁の中にもありましたが、小学校と中学校で通級指導教室を担当される教員の方が巡回形式で回るといったことで、小中と一貫した指導を行う必要があるといったところはクリアしているのかなとは思いますが、高等学校での取り組みといったものも、これも課題の一つというふうに考えます。

担当教員の幅広い専門的な知識向上はいうまでもなく関係機関との連携、更には進路指導に関する知識や情報の収集、これらに関する知識というのは必要不可欠なものであるというふうに推察をいたしておりますし、このことが大きな課題ではないかなと思います。

通級指導教室の担当教員の多面的な支援、応援、こういったものもぜひ構築していく必要があるというふうに判断をいたしますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

特別な支援を必要とする児童生徒の小中一貫した指導の重要性は痛感しております。現在は特別支援教育研究協議会や小中連絡会議、特別支援学級や通常学級で配慮が必要な児童生徒の引き継ぎを個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用しながら行っておりますし、児童生徒の実態をできるだけ知っていただくために、早めに授業参観等をしていただき指導の継続が図れるよう工夫しています。

また、教師の専門性の向上につきましては、担当者の基本研修受講のほかには特別支援教育に関する県教育センターとでの専門研修への積極的な参加を図るとともに、教職員全体を対象にした研修を夏期休業中に実施しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

県の教育委員会等にも確認をいたしました。高等学校でそういった受入体制があるところでは書面で各市町村の教育委員会等々を通じて担当の教員の方に回るような、そういった状況だという説明を受けました。

とにかく担当されている教員の方が孤立することのないバックアップ体制というか、そういったシステムづくりというか、そういったものはぜひ努力をしていただきたい、情報の共有等もしかりだと思いますので、ぜひその辺はきちんとしたものを構築していただきたいというふうに思います。

この取組みに関しましては、先行している市町村が周辺にも多くあるというふうに聞いています。従って鞍手町は後進といった形になっているわけですが、後進であるが故の有利さというのがあるのかなというふうに思います。

他のよいところを参考にしてまねをすればいいと、もう一つは、他でやっていないことを取り入れていくといったことにも繋がっていくのではないかなというふうに思います。

教育環境の充実といったところから考えてみますと、子育て世代の居住地の選択といったことに注目いたしますと、非常に大きなウエイトを占めている部分があると。このことは私は確信を持って明らかだろうというふうに思っております。

新たに設置された通級指導教室の充実したカリキュラムは、その要素を十分に担っているというふうにも考えます。

設置校の関係者の努力と利用を期待している保護者が満足のいく通級指導教室となることを求めます。

更に、利用に関する人数などは先程ご説明がございましたが、関係法令等の制限、こういったものがあると思いますが、希望者の人数に即した特色のある通級指導教室の構築と実現、これに向けた努力といったものを再度教育長にその決意といったものを確認をさせていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

今後は通級指導教室の環境整備に取り組み、学校や保護者の協力の下、更なる教育環境の充実を目指していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

出来たばかりの通級指導教室でございますので、そのシステムづくりといったものは大変なご苦労があるかと思いますが、ぜひ利用を期待している方々が十分に満足いただけるような形、そして他町では行っていないと聞きますが、町内、他校の子ども達の受入、こういったものをしっかりと受け入れられる通級指導教室の実現というものをぜひ目指していただきたいというふうに期待をし、私の一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして質問させていただきます。

今回はくらて病院、役場庁舎の新築移転による町財政の影響についてお尋ねします。

質問の性格上、答弁に数字が多くなると思います。それをこちらでも書き留めていきますので、できればゆっくりと答弁の程お願いしたいというふうに思います。

まず最初にですが、29年度末における町全体の起債残高とその内訳についてお尋ねします。

この金額は当初予算の概要の中にも記載されていますが、ただ町民の方のほとんどの方が町全体でどれぐらい返済しないといけない借金があるのかご存じないと思いますので、ここで改めてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずデータのなものでありますので、政策推進課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

平成29年度末における地方債現在高につきましては、町全体では139億760万円です。

その内訳といたしまして、

一般会計 82億6,020万円、

くらて病院 10億5,960万円、

下水道事業 35億8,490万円、

水道事業 10億300万円となっております。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

答弁いただいた地方債現在高ですけれども、約39億円が鞍手町が後々返済していかないといけない金額になると思います。ただ、その内過疎債という有利な借金がありまして、これは国が借金の内の7割を肩代わりしてくれます。

また、この中には臨時財政対策債という地方債も含まれていると思いますが、これは本来国が地方交付税として措置すべき財源を国に変わって一旦地方自治体、例えば鞍手町ですが、起債をし今年度国が100%を交付税措置してくれるという、これも有利な借金です。

ただこの地方交付税の算定には色々からくりがありまして、この地方交付税というのは国の地方財政計画の中で大枠が決まっています。大体16兆3千億から5千億程度ですね今は。

この大枠が決まっていますので、70%措置したり100%措置はしてくれているのですが、地方交付税の多くの部分については、単位費用×測定単位×補正ケースという算定基準の中で多くは地方交付税が決まっています。

特に単位費用については、国が増減を勝手にするというと語弊がありますが、総枠の中で地方交付税を算定していく関係上よく減額をされたりすることもありますので、どうも地方交付税自体がこの過疎債の7割分だとか、臨財債の100%分が来るようにはなっていませんが、総額として本当に増えているのかどうか、ちょっと私としては疑問に感じるところもあります。

それはそれとしてですが、139億円の中の一般会計起債残高が82億6,000万円ほどあります。その中身について、いま言いましたような過疎債だとか臨財債、それ以外のものについての額を教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

一般会計におきます地方債現在高の内訳といたしましては、一般会計82億6,020万円の内、過疎債につきましては33億5,170万円、臨時財政対策債32億3,580万円、それ以外、過疎臨財債以外につきましては、16億7,270万円となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

かなりの額になるのですが、次に進みます。

くからて病院と役場庁舎は32年度末までに新築移転する計画となっています。計画どおり建設された場合の町全体の起債残高とその内訳についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

庁舎等建設事業費約36億、くらすて病院建設事業費約64億で計画どおり建設した場合の平成32年度地方債現在高見込額につきましては、町全体では213億3,030万円です。

その内訳といたしましては、

一般会計 95億6,020万円、

くらすて病院 71億6,030万円、

下水道事業 37億3,710万円、

水道事業 8億7,260万円となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の答弁ですと町全体で213億3,000万円ほどの起債残高があるということですが、鞍手町のような小さな自治体の起債残高としてはかなり大きな額だというふうに思います。鞍手町の一般会計の約3年分に相当する額になり、町にとっては大きな負担だというふうに私自身は思います。

下水道事業の起債残高も37億円とかなりの額になりますが、下水道事業は今後も起債残高は増え続ける可能性があります。過去に一度私は一般質問をさせていただきましたが、町長は下水道事業についてはあまり問題意識を持っていないように感じました。これについては別の機会に質問をすることになると思いますが、まず下水道事業を除いた32年度末までの一般会計の起債残高95億6,000万円と、くらすて病院の起債残高71億6,000万円の中身についてお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

平成32年度一般会計の地方債現在高の内訳といたしましては、一般会計95億6,020万円の内、過疎債40億8,140万円、臨時財政対策債32億5,380万円、それ以外の過疎臨財債以外につきましては22億2,500万円となっております。

くらすて病院につきましては、32年度につきましては、総額が71億6,030万円の内、過疎債が32億7,290万円、病院事業債38億8,740万円となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の答弁ですと、くらで病院と役場庁舎を建設すると32年度末には急激に起債残高が増えることとなります。中でも過疎債は病院建設費の約半分近く、役場庁舎本体には過疎債は適用できませんが、それ以外の付帯事業には過疎債が利用できる事業もあるため、急激に過疎債の起債残高が増加するようです。

くらで病院と役場庁舎建設が本格化する予定の31年度と32年度での一般会計とくらで病院における過疎債の起債予定額についてお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

一般会計につきましては、31年度、32年度の過疎債発行の見込額といたしまして、31年度7億8,890万円、32年度につきましては、6億9,530万円、くらで病院につきましては31年度12億1,740万円、32年度20億2,600万円となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この2年間で相当な額を過疎債で起債することになります。そもそも県や国がこれだけの多額の過疎債の起債を鞍手町に認めるかどうかは分かりませんが、認めたとして32年度以降、先程ありましたように213億3,000万円ほど順次返していかないといけないということになります。

そこで特別会計を含めた町全体としての元利償還額の推移、これは毎年度どのように推移をするか、分かる範囲で結構ですがお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

平成32年度以降の町全体の元利償還額の推移につきましては、平成38年度までしか試算しておりませんが、年度毎ということですので報告させていただきます。

平成32年度 14億1,710万円、

平成33年度 14億9,320万円、

平成34年度 16億7,730万円、この年が償還額が最大となっています。

平成35年度 16億6,940万円、

平成36年度 16億4,470万円、

平成37年度 16億6,650万円、

平成38年度 15億7,220万円となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

毎年度町全体としては15億前後、ほぼ16億以上を償還することも多くなっています。先程言いましたように、過疎債だとか臨財債については国の措置もありますが、それにしても多額の返済額になっているというふうに思います。

それで、31年度以降、これは先程は町全体でしたが、一般会計とくらべて病院の元利償還額の推移はどのようになっているのか、これも毎年度分かる範囲で結構ですのでお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

まず、くらべて病院の方から先に言わせてもらいます。

くらべて病院につきましては、

平成32年度、1億4,820万円、

平成33年度、1億5,680万円、

平成34年度、3億1,100万円、

平成35年度、3億1,620万円、

平成36年度、3億1,710万円、

平成37年度、4億540万円、この年が償還額が最大となっています

平成38年度 3億5,460万円となっております。

一般会計につきましては、

平成32年度、9億6,570万円、

平成33年度、10億2,340万円、

平成34年度、10億4,460万円、

平成35年度、10億2,700万円、

平成36年度、9億9,460万円

平成37年度、9億2,520万円、

平成38年度、8億7,780万円となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

一般会計とくらべて病院の元利償還額の推移についてもお答えをいただきました。

その前に、先程答弁があった町全体の元利償還額の推移ですが、32年度以降、毎年度何億ほど起債を見込んだ上での元利償還の推移になっていますか。

大体、今まで過疎債としては2億から3億、多い時でも4億、5億の過疎債は起債をしておりました。しかし、その過疎債がなくなった時に、それでもこれだけの償還をしていく上

では当然起債も考えた上での、先程お答えいただいた償還額というふうに考えます。

32年度以降で結構ですので、毎年度何億ほど起債を前提とした上での償還額になっているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

一般会計におきまして、32年度につきましては、発行見込額につきましては17億1,730万円、平成33年度から平成38年度まで同額で試算しております。3億5,690万円で試算しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

おそらくこの中には下水道事業だとか、臨時財政対策債だとか、そういったものも発行見込額の中に入っているというふうに思いますが、それらを除いた場合いかほどになるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

いま申し上げました平成33年度から38年度までにつきましては、3億5,690万円で試算しておりますが、その内訳としましては、臨時財政対策債を2億5,000万円、建設事業といたしましても過疎債が32年度で終了しますので、33年度以降過疎債というのは考えておりません。

建設事業につきましては1億690万円で試算しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

臨時財政対策債については、これは一般の地方交付税と同じ取り扱いになると思いますが、建設事業は1億円ほどということです。

先程も言いましたように、毎年ほとんど過疎債頼りというか、主な事業は過疎債で行ってきています。ここ数年はソフト事業まで過疎債を使って事業を行っています。その過疎債が32年度で終わるということになってはいますが、毎年先程も言いましたように2～3億程度は過疎債、多い時は4～5億ぐらい過疎債を起債していて、33年度以降過疎債がなくなったら1億円を建設事業として考えているということですが、今後、これは町長にお尋ねしたいのですが、先程の一般土木事業、建設事業だとか、今小学校は6校ありますが、昨年度も防水工事などをしました。今後も校舎も段々古くなってきますので改修工事も必要になって来るでしょうし、町民の生活に関連する、ソフト事業もそうですが、関連する事業など

も含めて当然起債は必要になってくると思いますが、この1億程度で町民の生活を維持できるだけの事業ができるというふうにお考えなのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

先程、担当課長が申しましたのは、33年度で一応過疎債が時限立法でありますので、これが終わりになるという見込みで試算をさせていただいております。

その中において、今、町村会の方で過疎債を延長して下さいという要望もやっております。その辺のところも町村会の方でもよく話しているのですが、いま過疎債が打ち切られると本当に、本町だけでなくいろいろな市町村も大変な状況になるということは皆さん方もお分かりかと思えます。その辺のところは国の方にしっかりと要請を行っているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

過疎債については国の地方債計画というのがありまして、その中で措置をされるわけです。30年度については4,600億ほど措置されています。

ただ、過疎地域については、例えば道路の整備状況だとか、病院のベッド数だとか、いろいろな指標がある中で過疎地域以外の地域と比べてほぼ90%以上、病院のベッド数については115%ぐらい過疎地域が充足しているというような統計も出ています。

そういったものを勘案しながら今後どうなるかということでしょうか、当然32年度末で過疎債は期限が来ると。これも5年延長して32年度になっているわけですから、当然町の運営を考える上ではこれはないものとして考えるのが妥当ではないかなというふうに思えます。そういったことからして、今後鞍手町も財政負担にかかるであろう、先程言いましたような生活関連の事業について、一応先程の元利償還額を算定する上で1億円程度の起債というふうな見込みで算定をしているようですが、これはあまりにも少額じゃないかなと。もっと起債を当然普通債ということになります。これは更正措置もすごく少なくて、過疎債に比べればうんと町負担も多くなります。こういったものが1億以上の起債を見込まないといけないんじゃないかというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね、まあ今後の経過を見て、国の在り方を見させていただいて検討していきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

32年度末までですから33年度もすぐ来るのです。そういった上で経過を見ながらというよりも、町の将来をどういうふうにして方向性をつけて行くかということは大事なことです。その財源をどう手当てするかという話なんです。そういうようなことをもう少し身近なものとして考えていただいてというふうに思います。

次に進みます。

先程、答弁のあった32年度以降の町全体の元利償還額、毎年度元利償還する際に要する財源があると思うのですが、先程いいましたような地方交付税だとか、実質負担する額だとか、その中で特定財源というものもありますが、そういう財源の中身について、32年度以降毎年度答えられる範囲で結構ですでお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

財源につきましては、町全体で平成32年度、14億1,710万円の内、交付税の算入見込額は7億8,490万円、特定財源といたしまして3,160万円、実質負担額は6億70万円となっております。

償還額が最大の平成34年度につきましては、16億7,730万円の内、交付税算入見込額9億5,620万円。特定財源3,160万円、実質負担金6億8,950万円。

試算しております最終年度の平成38年度につきましては、15億7,220万円の内、交付税算入見込額は8億7,370万円。

特定財源830万円、実質負担額6億9,020万円です。

尚、特定財源は一般会計分の見込額であります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町全体で見れば実質負担額もかなりの額になります。

そこで公営企業も含めた自治体の財政負担の度合いを判断する指標に実質公債費比率という指標がありますが、32年度以降どのように推移するのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

実質公債費比率につきましては、

平成32年度、一般会計分につきましては8.6%、

平成33年度、9.1%、
平成34年度、9.6%、
平成35年度、10.2%、
平成36年度、10.5%、
平成37年度が最高で10.6%、
平成38年度、10.4%と推移しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今まで聞いた質問は、この最後に拘わってくるわけですが、内科常勤医師6名が退職以降ということで、現在のくらの病院整備基本構想は、27年当時の病院がまだ黒字経営の健全な状態のときに策定された構想です。

ところが、昨年町長の権限を逸脱した不当な病院への介入により、内科常勤医師6名が今年3月末をもって退職されました。6名の医師の退職によって、くらの病院の経営状況が大きく変わっています。収支見通しの著しい悪化が見込まれるために、3月議会でくらの病院の第2期中期計画の見直し案が承認されました。

私は、3月議会の一般質問でこの第2期中期計画や整備基本構想の見直しについて質問しましたが、その中で30年度以降の1日平均の入院患者数や外来患者数をお尋ねしました。そこで3月末で内科常勤医師6名が退職して以降の経営状況として中期計画における4月、5月の1日平均入院患者数と外来患者数、それに対する現状はどのように推移しているかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

1日平均の入院、外来患者数につきましては、議員がおっしゃいますように本年3月定例会におきまして、議案第29号 地方独立行政法人くらの病院第2期中期計画の一部変更を提出した際に試算しております。

1日平均の入院患者数につきましては、4月、5月は104人と試算しておりましたが、実績といたしまして、4月 5月共に94人となっております。

1日平均の外来患者数につきましては、4月193人、5月190人と試算しておりましたが、実績といたしまして、4月137人、5月145人となっております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

現時点では、見直した時点よりも非常に厳しい状態になっているようです。見直した計画

よりも1日平均で今のお答えですと入院患者さんは4月、5月ともに10人少なく、約10%ということで、外来患者数は4月、5月で大体50人程度、約25%も下回っています。

町長は昨年の12月議会で宇田川議員の一般質問の中で、桜の咲く頃には病院は正常化するのではないかというふうに答弁をされています。

これは覚えていらっしゃると思いますが、現状この経営状況で正常化しているというふうに町長は判断されるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

現在、常勤内科医を招聘するために河野理事長にはご尽力をいただいております。町としてもこれから最大限に病院に協力を行っていきたいという体制づくりで、今から回復していくのではないかとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私が尋ねたのは、正常化しているというふうに判断しているかどうかということについてをお尋ねしています。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

入院患者数を先程うちの課長が申しましたように、これはあくまで試算で出しておりましたが、現実とはちょっと10%少ないということでございますが、今内科医の先生をしっかりと招聘を行っておられますので、いずれ回復すると私はそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

いずれ回復するというのであれば現状は厳しいと、正常化はできていないという町長の判断ですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現状を見る限りでは予想とは10%ほど離れているという状況下だと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは役場庁舎の新築移転とも財政上深く拘わって来ます。

いま町長が非常に厳しい状況ということであれば、これは計画どおり病院を新築出来るのかどうか、ひょっとして先程の質問の答弁にありましたように、かなり返済額も多額になっています。そういったものも勘案して本当に計画通り病院の新築をしてもいいのかどうか、どのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現在くからて病院は基本設計の業者選定を行っている状況だと伺っております。次の段階の実施設計は病院の経営が回復しないことには総務省の許可が下りないので着手は出来ません。そうなるとう然建設することは出来ないかと思っております。

しかし、しっかりと鋭意努力をやっているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

どうも判断も総務省の判断で過疎債なり、病院事業債が起債できないから今のところは難しいみたいな判断ですけれども、そういった状況を考えて設置団体の長は町長ですので、町長がきちんとした判断をすべきじゃないかなというふうに思いますが、現状どのような判断に立っておられるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ご承知のように、くからて病院は耐震化がなされておりません。それで災害時に医療拠点となるくからて病院は耐震化になっていないということはやはり危険だということにもなります。そして、町民の安全、安心な生活を維持するためには、やはりこれは建替えなければいけないと私はそのように認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私自身も議会の中でも何度も質問をしていると思いますが、病院の建替えを町長が言われる以前から早く建替えるべきだというふうに考えておりましたし、役場庁舎も熊本地震があつてすぐの6月議会で庁舎の建替えについて一般質問をしています。その際に町長は、この庁舎古いから耐震診断する必要がないと、お金ももったいないというような答弁もあ

りました。

私自身は、今政府が補助金を付ける以前から、当然耐震診断をして準備をすべきではないかなということで質問をしていましたが、残念ながら耐震診断が遅れたためにこれも計画が1年以上遅れてきています。

役場庁舎はおいておきますが、これは前にも一度見せたことがあると思います。くらで病院の整備基本構想の資料の中にある損益分岐表です。

これは拡大していますが、このブルーのところは損益分岐の黒字の部分です。白い部分はとんとん、紫の部分から下になると赤字になるところなんです。

先程、答弁いただきました1日当たりの入院患者数、また外来患者数をこれに当てはめるとどの辺になると思います。この辺になります。4枚合わせてしないと出ないぐらいの今位置にあるのです。それぐらいの病院の経営は厳しい状況です。全く損益分岐表にかからないような状況なんです。

そういった中で、町長は総務省の判断によって今のところ起債ができないからというのですが、もう少し病院建設についてはきちんと町の姿勢を示すべきだと思いますし、これは取りも直さず、もしもこの状態の中で病院を建設していけば先程言いましたように病院の実質的な負担額をそのまま町が肩代わりしていかないといけないというふうなことになると思います。

先程、町の実質公債費比率をお尋ねしましたが、もしもくらで病院を今の計画どおり建設して、なかなか実質負担額さえもちょっと滞るといようなことになれば、鞍手町が肩代わりすると、鞍手町も実質公債費比率もかなり高くなってくると思います。

その点について、算定されていればお答えいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

もし今、ご質問にありましたようにくらで病院が償還できないと仮定いたしまして、33年度以降くらで病院の実質負担額が最も多い平成37年度で実質公債費比率は16%となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程言いましたように、これは自治体の財政負担を図る指標です。これが18%を超えると町の起債に制限がかかります。国は起債についてチェックをして起債ができなくなる場合が多くあります。

先程、この質問の前に33年度以降過疎債がなくなったときに1億円程度の起債で償還額を計算していましたが、これも当然1億円程度では私は町民の生活関連の事業について

も維持出来ないだろうと思います。

これを普通の事業債で起債していけば町の負担額も多くなりますので、これは下手をすると18%を超えるような、そういう危機的状況が来る可能性も私は感じています。そういった意味で、財政上の危機管理というのも当然いろいろな指標を分析した中で私は必要なことだというふうに思いますが、町長はどのようにお考えになっていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私の考えは、病院が新しく立派になることによって、これは河野理事長とも話をしたのですが、河野理事長先生いわく、町長病院が新しくなるとお医者さんの招聘もしやすくなりますし、またおそらく外来の患者さん、いろいろな方面からも患者さんが増えるでしょうというお話もいただいております。

私は病院の専門家ではありませんので、理事長先生との話の中ではそういった明るい話も伺っています。そうなりますと病院の中で自主財源的に償還できる時が私は必ず来るとそのように思っております。そういう形で今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

希望的な観測と言いますか、それはよく分かります。先程言いましたように私もくられて病院は建替えるべきだと。計画にある位置がどうかというのはありますが、建替えるべきだというふうに思っていますが現状を考えて見ますと、もうちょっと足元を見て、現在の病院の経営状況、また鞍手町の財政状況を勘案すれば非常に厳しい状況にあると。

先程町長から総務省の判断によれば今の状況だとなかなか起債が難しいだろうというような答弁もありました。おそらくはそういう状況だろうと思います。

特に起債を申請する場合、その時の過去3年間の病院の業績、その他資料を当然付け出さないとはいけません。その中にはやはりお医者さんの数だとかということも必要になってくると思います。例えば、31年なり32年度で起債をするとすれば、一番状況の悪い中での資料を提出するということになるので、先程の町長の答弁のようになると思います。

将来のことですから、町長がよく言うように近未来のことですから分からない部分もあるでしょう。しかしやはり近未来を考える上で現在と過去の2点を結んで普通は将来を考えていくわけです。そういった意味で、やはり今の病院の経営状況、または鞍手町の財政状況を考えれば、病院の財政負担を鞍手町が肩代わりするほどの微力もないというふうに思います。そういった意味で、やはり私自身は庁舎の建設についても、また病院の新築移転についてももう一度足踏みするには勇気がいりますけれども、その勇気を持ってもう一度しっかり足元を見つめ直して考えて見る必要があるのではないかなというふうに思いますが、

いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

その辺のところは当然のことながら数字もはじき、そろばんもはじき重々検討いたしております。その中においてやはり病院が河野理事長先生の方から私のところに先日も来られまして、建替えのために全力で町長お願いいたしますというお願いが理事長の方からございました。

私としてみれば、当然耐震化になっていけませんのでこれはやらないといけないという命題がかかっております。それにプラスの病院サイドの方から、河野理事長先生の方から、職員の方からも病院の建替えの要請があつていますので、ぜひとも私は協力していきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

何度も言うようですが、建替えは必要だというふうに言っているのです。ただ今の計画がやはり過大じゃないかなと。財政上の負担が大きいのではないかなというふうに思うわけです。

役場庁舎にしても、庁舎の建設以外に付帯設備の方に多くの財源を必要とします。そういったことも考えて見直す必要があるのではないかなと。それは何度も言うように33年度以降の過疎債がなくなるということが前提で、今後の町民の生活環境を維持するためには当然やはり今の過疎債と同じような起債額が必要だろうということも勘案して、私は役場庁舎の建設、また病院の建設の見直しを考え、もうちょっと縮減した、今の計画よりも財源的な節約ができるような計画を考えるべきではないかなというふうに思っております。

町長は、5月4日に遷宮がありました。役場庁舎での挨拶をされていましたが、その挨拶の中で、遷宮は5年後にあるわけですが、5年後は鞍手町はおそらく見違えるような、今度鞍手町に返って来るとどこか分からないぐらいに素晴らしい町になるというようなことを挨拶されたというふうに私は聞き及んでいます。しかし計画どおり病院なり役場庁舎が出来たとしても私自身は財政負担を考えれば、むしろ逆にその他の事業にいろいろな支障が出て逆にみすばらしい町にならなければいいなというふうに考えています。

町長とここで議論をしても最終的には平行線になってしまうわけですが、もう一度町民の生活、安心・安全を守るためには、町の財政基盤が安定してからの町民の生活だというふうにも思いますので、勇気のいることですが、ここで立ち止まってもう一度考え直していただきたいというふうに思います。

これで質問は終わりますが、今日はいろいろと数字が多い質問、答弁になりましたので、

これについての資料を議長に対して要請をしていただきたいというふうに思います。

以上質問を終わります。

○議長 星 正彦君

分かりました。

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に、8番議員 鯉坂省治君の質問を許可します。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

通告に従いまして一般質問をいたします。

国民健康保険事業についてです。

2018年4月に国民健康保険の都道府県化がスタートしました。

これまで国民健康保険は各市町村が単独で運営してきましたが、今年度から市町村と都道府県が共同で運営する制度となりました。

新制度に変わっても国民健康保険料の額を決め、住民から集めるのは引き続き市町村の仕事です。

国民健康保険は他の医療保険制度に加入していない方を受け入れる国民皆保険制度を支える重要な基盤となる制度であります。ところが、今この国民健康保険が加入者にとって大変厳しい負担になっています。

まずは、前年度の国民健康保険事業単年度状況をお聞きいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

平成29年度の国民健康保険事業特別会計の内容につきましてご説明をさせていただきます。

平成29年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込でございますが、歳入といたしまして24億904万8,431円。

歳出につきましては、23億3,477万2,126円となっております、実質7,427万6,305円の黒字となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

前年度7,423万円ほど黒字になっていると。28年度は、単年度は赤字になっていま

したが、29年度は保険料は黒字になる見込みということですが、どのような要因で今回黒字になったのですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

平成29年度黒字になった要因としては、29年度に国から負担金や交付金をいただいておりますが、その際交付金等が過大に交付されており、また医療費は前年度と比較して1億円程減少したことが考えられます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

交付金と医療費が1億円ほど下がったということで、これが原因で今回黒字になったということですか。

次に、加入者1人あたりの所得に対する保険料負担は、平成27年度の統計で年間所得を基に算定した保険料で、他の被用者保険と比較すれば、所得に占める1人あたりの保険料負担は国民健康保険10%、協会健保7.6%、組合健保5.8%となります。このことから保険料の高さが突出しています。

国民健康保険は組合健保に比べ1.7倍、協会健保に比べ1.3倍重い負担率になっていることがはっきりしています。

スタートの年度にあたり国は保険料の値上げを避けるために激減緩和措置を行い、全県市町村に少なくとも現行保険料を維持し、1人あたり約1万円値下げの公費全国ベースで3,400億円を市町村に配付しましたが、しかし、県下で引き下げたのは北九州市をはじめ宗像市、古賀市の3市となっております。

北九州市は31億円を法定外繰入解消に充て、1人あたり8,000円の保険料を引き下げております。

鞍手町での30年度の国民健康保険事業の保険料はモデルケース、健康保険税比率はどれぐらいになるでしょうか。医療費分、支援分、介護分をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

国民健康保険税の医療分につきましては、所得割についてはマイナス1.0ポイント、均等割につきましてはプラス2,500円、平等割につきましてはマイナス2,400円となっております。

次に、支援分に関しましては、所得割0.6ポイント上昇、均等割につきましては、2,200円増加です。平等割も1,700円の増加ということになっています。

それと40歳以上65歳未満の方が負担していただきます介護分につきましては、所得割0.2ポイントの上昇、均等割につきましては100円、平等割につきましては700円の増加になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

改正前に比べて医療分は下がっておりますが、支援分、介護分の方が若干の上げ幅となっております。モデルケースで4人世帯の45歳の年収300万円ほどの世帯ではどういふふうになっておりますでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

モデルケースということで、世帯主45歳と奥様は40歳、それと10代の子どもさんがいる世帯で、世帯主の給与収入が300万円、奥様の収入がパート収入で60万というふうにご過程いたしまして計算いたしましたところ、改正前と改正後では1年間の保険料1万2,000円、月に直しますと大体1,000円程度上昇するというふうな計算になっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

モデルケースということで鞍手町に多い家庭なんですが、月で1,000円今回値上げになっております。年間に直せば1万2,000円、これは結構な数字になっております。

改正前の保険料にするにはどのくらいの合計費用と、1人あたりどのくらいが必要になって来るのでしょうか。分かる範囲でお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

鯨坂議員が先程おっしゃいましたように、平成30年度から国民健康保険につきましては、福岡県広域化というふうになっておりまして、平成30年度からは納付金方式というふうな形になりまして、この納付金を全額県の方に納めれば医療給付に係る費用については全て県が持っていただくというふうな制度に変わっております。

そこで、平成30年度の県からこれだけ納付しなさいというようなお金が下りて来るわけですが、これを税として集めるような形になります。その県から来ました金額につきましては4億5,275万4,707円というふうな形になっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

4億5,000、その数字は県から下りて来るお金とは別なんですか。町から入れるのはどうなりますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

今申しあげました金額につきましては、県の方に納付をいたします鞍手町の負担する金額でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

分かりました、4億5,000万円ほど県の方に納付、県単位になってきますので変わってきます。今まで市町村でやってきたのと若干違ってきます。

昨年12月に国民健康保険事業を実質させていただいた時点で、町長は標準保険料率を基に応能応益割合を低所得者の負担に考慮した保険料率を算定し、国民健康保険運営協議会の意見等を踏まえながら検討していきたいというように思っておりますと答弁いただきました。

低所得者に配慮した保険料になっていましたが、実際は全ての保険料率が上がっている現状でございます。

国は保険料の値上げを避けるため激減緩和措置を行い、政策をおこなっています。加入者にとって大変厳しい負担になっている国民健康保険を少しでも軽減するため、今後鞍手町として税率を下げるお考えを町長にお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

平成30年度の国民健康保険は、都道府県との共同運営となっております。都道府県が国民健康保険の財政運営責任主体となったことに伴いまして、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の制度が導入されました。

この制度は、都道府県内で保険料負担を公平に支え合うために都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた保険料負担の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政はこれまでと比べて大きく安定するものと考えております。

市町村においては、都道府県に対して保険料負担として国保事業費納付金を支払うこととなっておりますが、この納付金を支払うことができるように、今般鞍手町では福岡県から示された標準保険料率等を参考にして国民健康保険税率を改正したものであることにご理解

を賜りたいとそのように考えております。

今後は、福岡県国民健康保険運営方針に沿って事業を実施し、医療費適正化を図ることにより医療費水準が低下し、国保事業費納付金が減額されれば国民健康保険税率の引き下げが可能となるのではないかとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

国民健康保険税率は福岡県の方から出るということで、それを見ながら変えていくということで町長から今答弁いただきました。

今後も高すぎる国民健康保険料は、法定外繰入などを行って引き下げを引き続き要求いたします。

次に進みます。くらて病院について伺います。

現在もくらて病院は医師の常勤、非常勤合わせても正常化には程遠いものではないでしょうか。二次病院としての役割を果たしておらず、現在一部の救急患者しか受け入れていない状況です。ほとんどの救急患者は町外に搬送されていることで、患者やその家族の他にも近隣の病院にも多大な負担になっていると聞いております。

くらて病院で医師が退職されて、現在までどのくらいの患者が町外の病院に転院されたのかお聞きいたします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

くらて病院に確認しましたところ、鞍手町の住民で他の病院へ紹介状を出された方、実際に転院されたかどうかというのはまだ把握はできていないということですが、紹介状を出された方は全部で926人となっております。それは鞍手町の住民であります。

その内、町外の病院に紹介状を書いてもらった人というのは465人と聞いております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

くらて病院の患者の1,364名の内、町外に紹介状を書いていたということで、余儀なく転院された全員かどうかは分かりませんが、転院された患者の数は849名に及び、その内、鞍手町の住民で町外に転院された方は、先程言われた465名、くらて病院で受診されている人数の半数以上にも及んでおります。

その内、入院患者の30名ほど町外の病院に転院されましたが、入院患者は環境が変われば精神的な負担が大きく、町外だと家族にも負担が掛かり付き添いもなかなかできない状態で、心身ともにとても大変苦勞をされている状態で、患者の病状が悪化した方もいらっし

やると聞いております。

患者の中で多いのが循環器、肝臓、透析の患者で、透析の治療は時間もすごくかかるようで、町外となると更に通院の時間もかかり、家に帰り着く頃には疲れ果てて本当に大変という声を数多く聞いております。

高齢で車を運転出来ない方などは公共交通機関を使い通院されています。直方に通院しようと思ってもバスの時間は1時間に1本か、多くて2本しかありません。その上バスの料金も片道390円、往復で780円もかかります。今から暑い中バス停で待つ時間、交通機関の乗り換えなど病院通いで病気の治療を行っているのに通院疲れで、かえって具合が悪くなると町民の方から聞いております。

くからて病院から町外の病院に転院された全ての方は精神的、肉体的、経済的にも大変な負担になっております。

このような事態になったのは町長の行ったことの結果であり、この方達に暖かい支援の手を差し伸べるのは町長の責任であり、責務ではないでしょうか。

くからて病院の受診者の町外転院による通院困難者に対する対策はどのようにお考えでしょうか。町長にお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

くからて病院の受診の方で町外転院を余儀なくされ、通院が困難になった方には大変ご迷惑をお掛けいたしております。

くからて病院に確認しましたところ、鞍手町の住民で他の病院へ紹介状を出された方は926人で、そのうち町外の病院は465人と聞いております。

町外転院により通院が困難になった方への交通費等の補助は、いまのところ実施することは困難だと考えておりますが、人工透析や一定の条件に該当される方は、福祉タクシーによる料金の助成を受けることは可能です。

現在、河野理事長におかれましては、先程も言いましたが、常勤医師の確保に努められておりますし、またご本人も内科医としてしっかりと病院に専従されておられます。

おそらく転院を余儀なくされた方の中には内科の先生、河野理事長先生が自ら診察をされてあるということをご存じなくして、まだよその病院に行かれている方もおられるかと思えます。そういった方も1日も早く病院に受け入れられるよう病院の方でも努力をしていると伺っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

透析の患者と補助がいただけるという話で、他の方にも交通の面で考えていただきたい

と思います。

1日も早く、くらす病院が正常化し町外に転院された患者が戻れるよう懸命に河野理事長をはじめ、くらす病院の皆様で正常化を目指してご尽力いただいていることにお礼申し上げます。

町長は、昨年の12月議会の一般質問の答弁で、病院の正常化と町民と地域住民の皆様に安心・安全な医療サービスを提供できる体制を再度構築していく、これが今私に課せられた責任だと言われました。

安心できる鞍手町をつくるため、町長は責任を果たしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

次に移ります。

学校給食について質問いたします。

全国で学校給食の無料化、助成等で保護者負担を軽減する制度が広がっています。

公立小学校や中学校の給食費、食材費の保護者負担を全額補助して無償にする市町村が少なくとも83に増えていることが分かっております。

保護者が負担する給食費の平均月額は、小学校で4,500円、中学校で5,000円です。無償化によって年間5万円程度の負担軽減になります。

市町村の無償化の状況によって文科省が以前から実施している給食費徴収状況調査で把握した無償化市町村は61。二つの調査を整理すると、昨年度学校給食費を無償化したのは63市町村でした。

今年度20市町村で無償化が始まり、昨年度と合わせて83市町村に広がっています。

無償化の理由として、子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環としてとらえる食育の推進をあげる自治体が増えております。

給食を無料にする自治体が徐々に増えていると同時に、二人目は半額、三人目は無料などの形で保護者負担を減らす自治体もあります。

子どもの健全な発達を支える上で、栄養バランスのいい給食は重要な役割を果たしていますが、無料化によって給食費の心配がなく平等にすべての子ども達に給食が提供できることは望ましいことです。

憲法26条において、義務教育はこれを無償とするとされています。しかし現実には無料なのは授業料と教科書に限られており、保護者の経済的負担は大きいものです。

文科省の子どもの学習費調査2016年によれば副教材費、学習材料費、部活活動費、修学旅行費、学校への納付金などは公立小学校で年間約10万円、公立中学校では18万円で、またそれに給食費です。年間5万円必要となってきます。公立の義務教育を受けるだけでこれだけの学校でお金を徴収されるのはとてもおかしいことです。

現在の鞍手町の小学校、中学校の給食費収納額はどのくらいになりますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

平成29年度の実績ですが、年間の学校給食費の総額は約6,700万円になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

小学校、中学校合わせて6,700万円という数字が出ています。

給食費無償化の意義というのは、給食費無料は子どもへの現物給付としての大きな意義があります。

就学援助も子ども手当などの現金給付というのは子どもに直接現金を渡さないで、全てが子どもの生活向上になるとは限りません。

例えば、家計がひっ迫している場合、子どもより別のことに回されるかも知れません。その点、全ての子どもが学校で無料で給食を食べられるということは、どんな家庭の子どもであっても等しく利益を受けることができる点で、優れた制度ではないでしょうか。

町民が一番望む本当に必要な政策は何かを考えると、加速する少子化、子どもの貧困などその対策は急務であり、保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図り、子育て環境の向上を目指すために、地域社会全体で子育てを支える方策として給食費を無料化することは意義深く、大きな価値があるのではないのでしょうか。

平成28年12月議会の一般質問で給食費保護者負担の軽減で質問いたしましたが、その時に町長は給食費に対する助成は、その時は「行っておりません。今いろいろと手を打っておりますが、何らかの形で行政サービスという視野を広げていきたいなど、そのように考えているところでございます。」と答弁されました。

学校給食費の無償化の考えを町長にお聞きいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

本町では今のところは学校の給食費の無償化については、考えておりません。議員のおっしゃることは重々私も分かっておりますし、出来れば本当言って無償化できればいいなという思いはございますが、先程の岡崎議員のいろいろな財政状況、いろいろなことを鑑みますと、今のところは無償化はちょっと考えていないということでございます。

ただ、今後の国の方針、全国的な無償化の動向などは今後注視して考えていきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で鯉坂省治君の質問を終了します。

しばらく休憩します。

休憩 14時40分

再開 14時50分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問させていただきます。

今回は公民連携についてということで質問させていただきます。

まず1に、くらて学園、くらてブロックチェーンビレッジなど、全国、世界に発信する事業をこのたび誘致されましたが、公民連携を推し進めるために先進地を参考に取組む考えはということで質問させていただきます。

まずは、くらて学園、くらてブロックチェーンビレッジが進出して今まで、また今後どのようなことが予想されるか町長にお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、くらて学園ですが、これは鞍手中学校開校に伴う旧鞍手南中学校跡地の利用検討の中で「くらて学園構想」として平成27年6月に提案された企画が実現したものです。旧鞍手南中学校を架空の「くらて学園」とし、サブカルチャーの聖地「鞍手町」を全国に発信するとともに、コスプレ撮影やベンチャー企業の創業支援などを通じて、若者の交流・定住人口の増加や地域振興を図っていこうとするもので、その取り組みはこれまでテレビや新聞など様々なメディアで取り上げられ、好評価を得ています。

現在では、毎月約300人の若者が全国から撮影などで訪れるほか、創業支援では、旧教室を使用し印刷会社やモデル事務所、ウェディングドレス製作やオーダー革製品製作の事業所、デザイン事務所など5社が起業しています。

また、NPO法人「南稜塾」も学園内に拠点を移し、青少年健全育成事業やキャンドルナイト事業などに取り組んでいます。

くらて学園の展開は国内にとどまらず、趣旨に賛同した支援者が、カンボジアやマレーシアなど、くらて学園をPRするアニメカフェや飲食店をオープンする計画等が進行しております。5月26日に、カンボジアの方にくらて学園カフェがすでにオープンをいたしております。

また外国人観光客誘致、いわゆるインバウンドにつながる取組みとして、私も大いに期待をしているところでございます。

次に、くらてブロックチェーンビレッジですが、これは平成29年度末で廃止された鞍手町総合福祉センター「くらの郷」旧福祉棟の利活用について企画提案された「くらてブロックチェーンビレッジプロジェクト」を採用したものです。

事業主体は、平成30年4月に設立された、くらてブロックチェーンビレッジ株式会社で、分散型台帳ネットワーク、いわゆる“ブロックチェーン”に特化した技術者の育成や業務の受注、起業支援などを行います。現在、建物内部の改修や社員の雇用調整に取り組まれており、1日も早く事業開始されることを私も望んでおります。

取引の革命ともいわれるブロックチェーンの技術は、今、国内外で大きな注目を集めており、金融のみならず、不動産や医療など幅広い分野の活用が期待され、経済産業省はその市場規模が67兆円にも及ぶと試算しております。

くらてブロックチェーンビレッジ株式会社はすでに海外に拠点を置き、ブロックチェーンに特化した技術開発に実績と信頼のある企業が中心となり設立されたもので、本年4月22日、本町とくらてブロックチェーンビレッジ株式会社との間で、公民連携の協定書を締結し記者会見を実施したところでございます。

今後本町としましても、様々な分野での応用が期待されていますこの技術を町の課題解決に活かすため、くらてブロックチェーンビレッジ株式会社と連携して実証実験等を行って、最先端の技術を軸とした新しい地方創生モデルの町となることを目指していきたく、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

これから鞍手が全国、世界に向けていろいろなことが進んで行く、その足がけになっているものだと思います。

私がなぜ今回こういう話を聞きましたかという、先般4月25日に横浜の河村昌美さんという方、こちらは公民連携の先駆者といってもおかしくないぐらいの方で、全国的にいろいろなところに講演に回ったりされている方なのですが、この方と話をしてきました。

横浜といたらとても大きな町で、鞍手と全然違うじゃないかというような話もあるかも知れませんが、ちっちゃいから出来るのがいくらかもあります。そういうことを考えて今後公民、公共と民間と常に連携をもってやっていただきたいなと思ひまして今回の質問にさせていただきました。

町民のニーズや地域の抱える課題が多様化複雑化し、行政だけで対応が難しくなっています。民間と公共双方の対話を通じて目標を共有し、それぞれの持つ知識やノウハウを最大限に活用して民間と共にやると、そういうことで新たな価値を共に作って行きたいという考えで横浜は共創という言葉が使われております。

共創とは、先程も言いましたように民間と公共が連携していろいろなことをやっていくというようなことです。これは平成20年から横浜は取り組んでおられます約10年間。

この前、河村さんとお話をしましたが、10年前は、この共創というのは、共創フロントという担当課がありまして、先程言った政策推進課、共創推進課という課があります。その中に共創フロント、共に創るフロント、受付係みたいな所です。

そこはいただいた提案を共創推進室が皆さんと市役所の各部所との橋渡し、実現に向けて検討や調整を行うそういう場所が共創フロント、共創課といいます。

そういうものを作って10年になるそうですが、最初の頃は各担当に民間からこんな話が来たのですが、こういうことをやりませんかというような、担当が行くと、そんなものは出来るわけないでしょうと。これは行政の頭の固いところであると思います。

そんなことは出来ませんよというようなことを最初の何年間かはそういう話だったそうです。それが続いて10年経つと共創のフロントから担当課に話しをすると、こういうふうにやろう、ああいうふうにやろうとか、そういう風に10年掛けてやっとな変わってきました。最初はとんでもない、なんて話を持ってくるかということで河村さんは話をされていました。何でも新しいことをするというのは時間も掛かるし反対もあるし、それを打ち砕いて行くのが河村さんがやられたことだということで私は理解しています。

サウンディング調査といいまして、これは打診する、あることに対して相手の意向や意見を確かめて、前もって相手に働きかけ様子を伺う、これは役なんですが、公有資産の活用等について、事業の検討の段階や民間事業のアイデアや市場性の有無を公募による対話で把握すると、そういう調査もやられています。

そういうことをずっとやって来られて現在PFI法とかいろいろなものを駆使されて、民間と連携した公共の事業をされているのが現在だそうです。

実際に平成20年度に始められた頃は、提案数が60件、実現が6件、平成28年は提案数は83件、実現数は41件、こういうふうに公民一体で民間の発想を受け入れるようなまちづくりをやられているというところです。

私が聞きたいのは、今後民間からの提案や行政がこのようなことをやりたいという時に何かよい提案がないでしょうかと言って、民間に投げかけてPFIやPPPを活用してよりよいまちづくりを行っていききたいのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

全然私もそのような考えには賛同いたしておりますし、竹内議員さんからいろいろなこともご教授いただきながら進めていきたいとそう思うしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ありがとうございます。

これからどんどん世の中は変わって行くと思いますので、民間からの提案も最初からそんなのはねと思うのではなく、前向きに行政の方々に考えていただきたいとそういうふうに思っております。いい答弁をもらいましたので次に進みます。

次に、指定管理者制度です。

先程の公民連携の中でも指定管理者制度なんですけど、今までは直営か公共団体等のみが管理、民間も指定管理者に当町は入れて、葬祭場等をやられているのですが、今後は民間事業者を含めた多様なサービスを提供したい中から最適な運営主体を選定していただいて、多様化する住民のニーズに応じていく、民間のノウハウをどんどん活用していただきたいとそういうふうに思っております。

それから広告、公民連携で広報の印刷物や公共施設に広告媒体を提供して、それを広告収入としてもっていくと、既にホームページもちょっとあります。それと広報にも載せられていると思うのですが、今後もっと広報の印刷物とか、公共の施設に広告媒体を作るとか、ホームページをするだとか、そういうものでどんどんホームページも見て、広告を見てこういうことをするとか、そういうものをどんどん、収入になるような広告というものもこれから必要ではないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね。いろいろな部分において、例えばゴミ袋にスポンサーを付けてするとか、そういうこともいろいろと考えてはおります。

ただ費用対効果とかその辺は今からやらなくてはいけないのです。印刷をどうのこうのとか、印台を作らなくてはいけないとか、そこの費用対効果がありますので、そういったいろいろな面において議員さんがおっしゃいますような、行政としてもやはり何らかの形で少しでも収入を得るような形を見出して行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

それでは次に行かせていただきます。

公共施設の相互利用についてです。

これは4月24日に神奈川県石原に視察に行かせていただきましてお話を聞いて来たのですが、周辺自治体と連携し公共施設の相互利用を推し進める考えはありますかということで、取りあえず今までそういう話もあったことがあるような話ですので、その辺をちょっとお聞きしてから後でまたお話ししたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

公共施設の相互利用につきましては、これまで近隣自治体と協議を行った経緯がありますが、公共施設の規模や利用料の料金体系等が各自自治体は今のところまちまちなことで、今のところまだまだそういう結論には至っておりません。しかし、最近に至っては、現在北九州市と周辺16市町で連携協定を、政令都市を中心にして16市町を連携協定を締結いたしております。

北九州市圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定をいたしております。その中で公共図書館連携事業、子育て支援センターの広域利用等の公共施設の相互利用の取組みなども行っております。

体育施設につきましては周辺自治体と連携をし、今後施設の有効活用を視野に入れながら町民の方が利用しやすい施設になるように、先進事例も参考にしながら取り組んでいきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

3月に一般質問で公共施設の再配置で先進の神奈川県秦野市ことを質問させていただきましたが、今回は神奈川県伊勢原市が公共施設の相互利用についてやっている。これは平成26年4月に伊勢原市というところが取り組んでいる公共施設の相互利用というのは、周辺自治体の平塚市、秦野市、大磯町、二宮町、中井町と連携を組んで施設のある市、町の住民と同じ料金でスポーツ、文化施設を利用出来るというものであります。

それは先程言われました、料金がまちまちでなかなか上手く行かないという話でしょうが、私が考えるのは、今北九州市も含めてという話もありましたが、それも当然と思います。

鞍手町で考えるなら、常に一番に出て来るのは直鞍地区ですね。大体ここで話が終わる。じゃなくて、当然直鞍、直方、宮若、小竹、それプラス遠賀郡、中間市なども、鞍手というのは皆さん住む地区によって生活圈、買い物をするところも違うので、そういうことから考えると遠賀、岡垣、中間、宗像、そういうところも広域で考えて取り組む必要があるのではないかと、町民の方にとってはそれが一番利便性があるということで考えますので、今後鋭意努力していただいて、どこの市町村でも同じ価格でできるようにというのが。今どこでも町民の人の値段がこれ、町外の方はこれというような値段があるので、そこを一定にしてもらえれば使いやすくなるというようなことで、今後そういう働きかけをぜひやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

議員がおっしゃいますように、私も今の地方自治というのはボーダレスの時代ではないかなと思います。そういった町と市とかの境界、今のところは自治体、自治体として市、市町村が別れておりますが、私は今、議員さんがおっしゃいますようにボーダレスで物事を考えて、その辺のところは知恵を絞って一律になれば皆さんが相互利用しやすくなるかと私もそのように思っております。

今から、今後担当課を交えて他の市町村との協議もやって行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

いろいろな難題があるかも知れませんが、町民のことを考えて、皆さんが利便性がよくなるように周辺自治体に働きかけていただきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

12月議会と3月議会と私の質問の時に町長の食い違う答弁だとか、3月議会での暴言もありまして、その内、その後謝罪文を出されたというようなことで2回連続2日間に渡った一般質問となってきました。

今回、特にそういったことがないように、正直で正確な答弁をお願いしたいと思います。

それでは通告に従いまして質問をいたします。

今回は、3月議会に引き続き町政運営に対する町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

先の臨時議会において前教育長が任期途中で辞任され、新しい教育長が選任されました。また副町長は再任も新しく選任もされず空席となっております。

行政の要である教育長、副町長が辞任するというのは町長の政治姿勢に問題があるからではないかと疑わざるを得ません。

そこでまず、教育長が任期途中で辞任した理由について、どう認識されているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

水摩前教育長からは、昨年10月に再任される際に健康面を理由に、昨年10月の任期満了時で辞任したい旨の申し出がございましたが、私は何とか再任よろしくお願ひしますという要請をしまして、昨年の10月に再任を受けていただきました。

しかし、健康面に心配があるということで、改めて本年4月16日に、5月31日付けで辞職したい旨の願ひがありましたので、健康面でということで私も何とかできませんかと願ひをしたのですが、町長すみませんということで健康面を理由に退職願を出したいということで、それを受理したところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

教育長につきましては、新しく教育長が選任されましたので、今日も立派な答弁をされていましたが引き続き頑張っていたきたいと思ひます。

今回は副町長の問題です。

副町長が再任されなかったということについては、今後いろいろな支障を来たしてくるのではないかというふうにも思っております。副町長が再任されなかったという理由については、町長の認識はどう考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

阿部前副町長には、5月20日の任期満了を迎えるまで、私を支えていただきまして本当に大変助かりました。

私といたしましては、引き続き副町長として再任していただくよう任期満了ギリギリまで願ひいたしました。ご家庭の事情等もあり再任の承諾はいただけなかったということでございます。

ご質問では再任しなかった理由ということですが、しなかったのではなく、再任していただくことができなかったというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もちろん表だって、こういう理由で受けられませんと、もちろん再任の要請はされていたというふうには思ひます。

その理由については家庭の事情、若しくは教育長で言えば健康面というふうには言われていますが、特に副町長については、この間の町長の議会に対する対応だとか、くらて病院の問題等でいろいろと板挟みになってあったというふうには私は思っております。議会にも

パイプ役として何回も頭を下げに来られたりとかということもあっていました。

そういうことも積み重なって、家庭の事情とは言いながらこれ以上副町長として、徳島町長の下ではできませんというのが前副町長の本音ではなかっただろうかというふうに思いますが、町長はその家庭の事情というのを鵜呑みにされたのかも知れませんが、その他に思い当たるというか、自分自身の行動または町政運営について何か反省されるというようなことはありませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に阿部副町長にいたっては私を支えてくださり本当に感謝をいたしております。

あと以下は先程述べたとおりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そういうところをきちっと把握していないというか、自分でこうではないだろうかというふうに改めて検証しないと、今後また副町長が選任されたとしてもまた同じようなことになるのではないかというふうに思います。

本当に課長以下、職員の方も町長を信じてついていくというのもなかなか難しく、信頼も得られないのではないかというふうに思うわけです。

そこで、副町長の件ですが、これまでやって来られた職務についてその代行、今後の選任についてはどういうふうに考えていますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

私の方から副町長の職務代行について現状をご説明させていただきます。

副町長の決裁につきましては、鞍手町事務決裁規程第5条第2号の規定により、副町長不在の時は、総務課長が代決することとなっておりますので、決裁規程に基づき私が行っております。

そして、代決を行った場合は速やかに後閲を受けるものとされており、町長が後閲決裁をされております。

また、副町長が就任されている各種委員等につきましては空席という形になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

次の副町長の選任についてお答えいたします。現在、候補者の検討を行っているところで

ございます。また候補者が固まり次第、議会にお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長自身が公務等もありますでしょうが、なかなか役場に居られることが少ない、また時間が短いということで、今まで副町長がいろいろ対応されてきたと思います。決裁事項についても町長がいないから副町長が専決できるものについては専決で副町長の決裁をもらう。それは総務課長が代わりにやりますよという、そんな簡単なことではないと思います。

副町長は特別職ですよ、総務課長は一般職ですよ。そうしたらそれだけ報酬も違うわけですし責任の重さも違うわけですよ。

課長の中では総務課長が一番トップということにはなっていますが、ただそこを全て規定通りにやりますからOKですというわけにはいかないと思います。町長自身が役場にできるだけいないといけない、今の時期。

いろいろなところに鞍手町のアピールだとかいろいろなところにお出かけになっているようですが、しかし、今副町長が不在の時にただ総務課長に代決をするというだけでいいのかどうか、どのように考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私が見ていないわけではないのです。必ず私が後関決裁を行っております。そしてまた今の段階では極力私も役場の方に、副町長がおりませんので以前と比べると極力時間をとって決裁を短時間で行うように、そのような状況をとっています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町民の方だとか、いろいろな方が町長が不在の時でも副町長が対応されて、いろいろな要望を受けたりとかということも副町長が町長室を守ってきたというふうに思います。決裁事項については総務課長がやるとしても、やはり町長室を守るという方が必要ではないですか。選任は今やっているということでしょうけれども、全てまず前副町長が家庭の事情があると、それは辞めるにはいろいろな事情があると思いますが、やはり町長の政治姿勢でいろいろなしわ寄せが副町長のところにも来て、大分骨身を削られて町長を守って来られたというふうに思いますが、町長はその辺どういうふうに認識されていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

副町長には本当に、先程も申しましたように感謝をいたしております。そしてまた議員がおっしゃいますように、先程も言いましたように候補者が固まり次第、議会の方にお諮りを申し上げたいと、今そのような状況下でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました、事情についてはここで明らかになるわけでもないし、それが本当かも知りませんので次に行きたいと思います。

最後に庁用車の問題です。

庁用車の私的使用はなかったのか、また本当に町長は鞍手町に拠点を持っているのか。3月議会の私の一般質問の時に、町長はほとんど鞍手でありますとはっきり答えられています。ということは、ほぼ鞍手町に住んでいるのだろうというふうに思うのですが、この点について庁用車の私的使用、そして拠点が鞍手ということについてももう一度確認の意味で答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

以前もお答えしたかと思いますが、庁用車につきましては、全て町長としての職務にまつわるものとして私的使用はしていないという認識でこれまで使用してまいりました。

また、拠点に関しましても、鞍手が生活の本拠であるという認識には変わりはありません。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

同じ3月議会の時に議会を通じて運転日誌の資料を出してくれと言ったら出していました。その中で運転日誌、それから町長の行事予定表を伺ってそれをまとめたものがあります。

町長は平成24年の1月だったですか、出していただいたのが平成26年度分の運転日誌から26、27、28、29年度分まで出していただきました。その内、全部で庁用車を使用されたのが780日です。ほとんど使っていたのが町長です。たまに誰かを乗せたりというのはありましたが、ほとんど町長が1人というのが中身を見て分かってきています。

庁用車の走行距離が26年度で年間1万6,789km、27年度が29,888km、約3万kmです。28年度が2万4,876km、29年度が1万9,634km、4年で9万1,187km庁用車の走行距離です。

この内3ヶ月ほど運転手が病気のために庁用車が使われなかったという時はありますが、例えば、27年度の2万9,888km、これは毎日福岡を往復しても届くのかというぐ

らの走行距離ですよ。

町長はほとんどが公務、または公務に携わるものと言われましたが、行事予定とは別に公務に携わるものというのは何ですか。いろいろあるでしょうが、まずそれを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

当然公務に携わるものに使っていると思って、町長就任以来私はこの鞍手町を住みよく明るい町にしようと様々な方々と面会をしました。そしてまたまちづくりのアイデアやアドバイスなどをいただくことが多くあります。

確かに私は過去就任された町長の方々と比べると出回ることが多いかも知れませんが、その分多くの人脈、いろいろな方とアドバイスをいただいたり、そういった意味においては人脈を持っていることについては自負はいたしているところでございます。

インターネットが発達していろいろな情報が役場に居ながらでも収集することは可能かと思えます。ただ、祭りごとを行う場合は、やはり私は直接お会いしてお話をして、いろいろな調整をしたりとか、それは私は大事なことだとそのように思っております。そういったことから、このような形になったということでもあります。

私が遊びに使ったということは本当に一切ございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

別に遊びで使ったとは言っていない。ただ公務に携わるものというのは町長の人脈を増やすための、誰か人に会うためにこれだけの庁用車をずっと使い続けてきたのかと思います。

ある一定時期は毎日福岡を2往復、しかも高速は天神北というのが起点になっています。鞍手から天神北、若しくは天神北から鞍手。町長のマンションがあるのは中央区というふうにこの間教えていただきましたが、町長のマンションに行くのに一番近いのは天神北ランプではありませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

中央区にマンションはございますが、それがマンションに送ってもらったということもそれは実際にあります。

なぜならば、私が今年の3月に手術をいたしまして、その前はずっと足がしびれて右の腎臓が少し腫れていた状況下にありました。それで右足がしびれてブレーキが踏めないよう

な状況の時が、何と言いますか石の動きとか、石の状況によって本当にお腹が痛くなったりとかがよくあったのです。そういう時は朝起き会などから呼ばれて行く時に。まあ、こういうこともありましたね。町村会の町村フェアが福岡であって、終わった後に懇親会があって夜遅くなりましたので福岡に泊まりました。

あくる朝、鞍手で朝起き会に来てくださいということでお約束して行きましたので行かなくてはいけないということで、その時にどうしても足がしびれて危ないと自分で判断したこともございました。そういうことが多々ありました。そういう時には申し訳ないが迎えに来てくれんでしょうかというようなこともあったことは事実でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

1回や2回ではないですよ、朝起き会に毎日行っているのですか。毎日福岡で何々会とかあって福岡に泊まって、そこに迎えに来てもらって、何日あると思っているのですか町長、自分の庁用車の使用状況を分かっていますか。

月に、例えば多い時で平成27年7月に庁用車を使ったのが20日ぐらいで、その内の17日間は走行距離150km以上ですよ、二往復する距離数ですよ。

朝、運転手が4時または5時、または6時頃に役場の庁用車を出して、それから町長を下道を通って迎えに行き、そして天神北ランプから鞍手まで高速を使って役場に出て、その公務時間というか、役場の開いている時間に使ったのが何回あると思いますか、ほとんどそんなのはいませんよ。しかも距離数がもの凄く少ないですよ。一番多いのが福岡の二往復ですよ。

7月に25日間庁用車を使っています。この内ほとんどが福岡市内ですよ目的地は。毎日、毎日福岡市で何かあって、しかもここ役場終わって福岡までまた送ってもらって、その庁用車が帰って来たのが8時過ぎですよ、しょっちゅう。

8時過ぎになってまで運転して帰って来て、そして次の日の朝また5時に車を出して町長を福岡まで迎えに行き、あからさまにこの運転日誌を見れば状況は把握できますよ。平成26年度は庁用車を使った日数は150日ですよ。4年間の総計で使用日数が780日、それから福岡だとか、いろいろな私的使用に当たるのかなという疑いのある日数が780日中469日、その使用した6割が私的使用に当たるのではないかと疑いがもたれるような使い方ですよ。

4年間で1日に150km以上走った回数239回、朝6時より前に庁用車が役場を出た日数223日、そして8時以降に庁用車が戻って来た日数195日ですよ。恐ろしい数字ですよ。4年間で9万km以上も走って、これが全部私的使用じゃないと言い切れる町長の態度というか思いが分かりません。本当に私的使用と思ってないのではないですか。逆に。どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私は公務で使用したという認識であります。ただし、議員がおっしゃる見解の相違もいろいろあるかと思いますので、公正を期すために改めまして監査委員さんに監査を行っていただきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そこを監査委員さんに調べてもらわないと自分は公私混同しているということに気づかないわけでしょう。自分で思っていないでしょう。一切私的使用していないと。

3月議会の時に私は町長にお尋ねしましたら、例えば、出張とかで飛行機を使うという時に、福岡からの方がアクセスがいいから、そっちから朝早くて遅れたらいけないから福岡のマンションに泊まることはあります。それは分かります。

ですが、夜マンションまで庁用車で送ってもらって、朝庁用車がマンションまで迎えに来て空港まで送って庁用車が帰ってくる、こんなことはあり得ないですよ。

マンションがアクセスがいいというのであれば、そこからタクシーでも何でも行けばいいではないですか。何でわざわざ朝6時前に運転手が出て、一番早いときは2時ですよ。夜中の2時、これが2回か3回あります。

夜中の2時迎えに行ってもどこかに行くのに、これは誰と会うのですか。公務です。もう考えられない。町長が自分自身で認識を公私混同になっているか、なっていないかという認識が分かっていないことが一番の問題ですよ。どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

2時というのは、先程申しました朝起き会に行った時だと思います。それといま公私混同の云々の話ですが、私としては証券会社を回ったり、インターの横の関係でいろいろな企業さん回ったりで本当に営業をいたしております。そういう意味において、私自身は自分で運転できない時なんかには迎えに来てくれということはありませんでしたが、私は公私混同、どう言いますか、公務で使用してきたという認識でございます。

先程も言いましたように、そこは見解の相違もあろうかと思いますので、改めまして監査委員の方に監査をしていただきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長、素直に認めたらどうですか。何で証券会社を毎日毎日回るのが町民のためになるのですか。証券会社でいい商品を見つけて町民に回して、町民の財産が増えるとかという政策が出て来るのですか。おかしいじゃないですか。

具体的に言いますよ、27年の7月9日、こういうのはいっぱいありますが、庁用車が夕方6時にここを出ました。そして使った高速が鞍手から天神北です。庁用車が帰ってきたのは夜の10時です。

そして次の日、7月10日朝5時に庁用車が出ています。運転手も大変ですよ、眠る暇はないですよ。朝5時に出て下道を通ってマンションに行っ、天神北から鞍手まで高速を使って帰って来ています。

こういうのがいっぱいあるのですよ、先程の飛行機の話をしませんか。町長がシンガポールに行った時に、夜福岡のマンションまで送って行ってもらって運転手はそのまま帰って来てきた。

そして朝早くまた庁用車を出して天神北まで行って、福岡空港まで行って帰ってくると。公務に拘わるかも知れないが使い方がおかしくないですか。例え出張だとしてもそういう感覚がずれているというのです。これが全部町政運営で出てるのです。どうですか、素直に認めて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私も記憶にちょっと定かではないもので細かいことを言われても、その帳面を見させてもらわなくては私も今答えられないのですが、ただ、監査委員さんのご判断をいただいて、公務とは認められないと判断いただいた部分につきましては、正しく整理させていただきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程から言っているじゃないですか。誰が見ても、監査委員さんに見てもらわなければ分からないのですか。

毎日目的地が福岡ですよ。毎日、毎日、27年の4月だけを取って見れば、個別のことを言われても分かりませんと言いますが、毎日福岡に帰っていたら分かるでしょう。それが当たり前になっているから個別のことを言われても分かりませんというのではないですか。

もちろん監査委員に検証してもらうのは当然だと思いますが、きちんと運転日誌が出ているのですから前もって町長も見とくべきではないですか。監査委員の意見を聞かないと分からないという感覚がおかしいと言っているのです。

公私混同は一切やっていません、いつもその場しのぎの答弁なんですよ町長。だけど後で証拠を突きつけられたら私がそうでした、すみませんと謝るではないですか。全部そうです

よ。 監査委員に調べてもらおうと、判断を下してもらおうというのは、それはそれでありとは思いますが、町長自身の感覚、町長自身が自分で検証してこれはおかしかったとまず見るのが当たり前ではないですか。どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お伺いさせていただきます。精査させていただきます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

精査しないと分からないという感覚自体がおかしいというふうに言っておきます。そして運転手さんの残業代は支払われていますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

運転業務に伴う超勤は支給されております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

深夜残業ですよ。わかりますか。夜10時以降過ぎたら、昔でいったら時給の2倍掛かります。朝も何時以前か忘れてましたが、おそらく6時以前は2倍になっています。今普通の残業は1.5倍です。1.25ですか。深夜残業はそういうふうになっています。そういうのも含めて、これは監査委員が判断するだけでなく、これは皆さんに配って見てもらったら誰もが言いますよ。こんなのはおかしいと。しかも行事予定表にも記載されていない日がたくさんあります。それを町長が承っておきますで済ませるのでなくて、使い方が間違っていました。申し訳ないです。

今、だから庁用車は使っていないでしょう、ほとんど。

毎日、町長は車で来られているじゃないですか。足がしびれて動かないというのは4年間ずっと足がしびれて動かなかったのですか。違うでしょう。そういうのを冒頭で言いましたように真摯に受け止めて、正確に、正直に話していただき、悪い所があれば認めて素直に謝ると、その姿勢が必要だというふうに言っているわけですがどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

大変申し訳ございません。ただ本当にわたしは一生懸命営業をしております。先程、証券会社と言いましたが、それはかんがいの国債の運用など20億ぐらい預けておりました。そ

れで私は何とかしないといけないと思いながら証券会社4社ですか、何度も伺ったりもやっております。

お陰様でそこで運用益が4億近くお金も増えました。そういう形で私は本当に自分で言うのもなんですが、遊ぼうとか、何しようとかというつもりはさらさらありません。本当に町民を私は何とか喜ばせないといけない、何とかしないといけないという思いが、風呂に入っている、トイレにいてもいつも町民のことを考えながらやっているつもりでございます。その中において、今議員が指摘されたことは真摯に受け止めて今後やっていきたいとそうのように思っております。本当に申し訳ございません。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

真摯に受け止めてというのであったらそんな答弁にならないはずです。証券会社がどうのこうのとか、毎日毎日、福岡の証券会社行っていたのですか。夜。そこでマンションに泊まって朝運転手に迎えに来てもらっていたのですか。

町長は、ほとんど鞍手に居ないではないですか。ほとんど鞍手ですとか。それも嘘ではないですか。住民票があるだけでしょ。そうなんです。いや、今、町長は首をひねっていますが、それを分かっているというのがおかしいのですよ。これは後で見せてもいいですよ。町長に。もう、完全におかしい。

今、真摯に受け止めますと口ではそういうふうに言われましたが、町長の政治姿勢を何とか改めてもらいたい、病院の件にしてもそうですが、先程岡崎議員が私の一般質問のことを取り上げていましたが、当時町長は時期を見て会見をやりますと言ったのに、桜の咲く頃には、今年は桜の開花はちょっと早かったけれども、でももう花は散ってしまいましたよ。それでも会見を行わない。時期を見てと言っていました。時期は完全に逸しています。

全てがその場凌ぎの答弁になっているから全部後でしわ寄せが来るわけですよ。だから私の一般質問も2日間にわたるといのが連続でやったといのがそういうことではないですか。町長の政治姿勢自体が本当に町民のために証券会社を回って何億も利益を出してと言っていますが、町長が口で言っているだけで誰もそれは知らないですよ、本当にそうなのか疑いだけです。

毎日毎日、福岡に行って泊まって帰ってくる。これを見たら明らかですよ。そこをしっかりと受け止めて私の政治姿勢を改めます、考え直します、謝罪会見も行います。蒸し返すのはあれですが、事が通り過ぎるのを待っているのではないかと、くらて病院の問題にしても、そういうふうにししか思えませんよ。町長の今までのやり方についても一度改めて反省して答弁をしていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の忠告を真摯に受け止めてやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最後にお聞きします。監査委員の検証といたしますか、それはどうされますか。出来るなら外部の監査を入れた方がいいのではないですか。それも含めて答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ご迷惑をお掛けすることになるかと思いますが、監査委員さんのご判断を仰いで、公務とは認められないと判断頂いた時には正しくその部分は整理をさせていただきたいとそうに思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今日は台風が通り過ぎましたが、今から災害の季節です。梅雨の真っ直中ですから、ほぼ毎日鞍手に寝泊まりをして下さい。

災害が起こった時の本部長は町長ですから、そこで居ませんでした、どこかの知事のようにならないようにお願いします。要望を添えて質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終わります。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日12日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時56分

平成30年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
平成30年 6月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月13日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月13日 午後3時17分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
会議録署名 議員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権課長	石井通稔	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	税務住民課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
				保険健康課長	芝野英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成30年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月13日 午後1時開議

第3号

日程第1 議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例

日程第2 議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算

日程第5 議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の
課税免除

平成30年6月13日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の工場立地法準則条例ですが、工場立地に必要な緑地等の面積割合を町が緩和できるようになったというふうに書いてありますが、現在、国の基準にみあっていないような工場等があるのかどうか、それを町が緩和するというようなことになるのか、そういった該当するようなどころがあれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

工場立地法の緑地等の規制ができたのは昭和48年の工場立地法の改正でございます。ですからこれ以前に建てられた工場で、特定工場といわれる敷地面積9,000㎡以上、生産面積3,000㎡以上、この建物については該当することになります。

ちなみに、鞍手工業団地内の工場でありますと、いま10社ほど企業が立地していますが、この内6社が特定工場に該当するということです。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

6社が特定工場に該当するというだけで、緑地等の基準というのは緩和しないといけないのかどうかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

鞍手工業団地で建設されております企業は、昭和41年の産炭地域振興事業団が整備した工業団地に立地しています。ですから当時昭和40年前半に建てられておりますので、ほとんどの工場がこの緑地を持っていないという状況になります。

ですから、これについては当然工場の建て直し等をする場合には全て緑地等を原則で言え

ば国の準則に応じた面積率を保てなければいけません。このために、工業団地の方から要望がございまして今回条例を制定するというに至っています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう少しこの中身について詳しく、現況と照らし合わせて詳しく教えていただきたいと思っています。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

ご説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正された省令の施行に伴い条例の一部を改正するものでございます。

その基準省令の10条の3項の4号で学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を、放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところでございますが、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にすることで、有効な教員免許を取得した者を対象とするためこのように改正されております。

具体的に申しますと、基準省令の3項4号につきましては、学校教育法の規定による教員となる資格を有する者と、教育職員免許法4条に規定する免許証を有する者と、どちらも同じ教諭を資格する点では違いはございません。

しかしながら、教育職員免許法におきましては、教諭の免許証の更新制度の導入により継続して学校の教諭であり続けるためには免許証の更新の講習を受けなければならないこととなっております。ただしその講習を受けない場合であっても教諭の免許を有する者に対しては放課後児童支援員の資格を有していることとなりますので明確にされたものでございます。これに伴いまして、本条例の10条3項の4号を改正しております。

続きまして改正後の第10号につきましてご説明をさせていただきます。

5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を追加しております。

これにつきましては、省令10条の3項の3号におきまして放課後児童健全育成事業に従事している人が放課後児童支援委員になるには、2年以上の実務経験と高校を卒業資格の要件が必要でございました。

今回、同条の3項の10号といたしまして5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者が加えられております。5年以上の実務経験があり、町長が認めた場合、中学を卒業した人も基礎資格を与えられることと改正されました。その上で都道府県の研修を受ければ支援員になれることとなります。

放課後児童健全育成事業につきましては、学童保育を手伝っている人や、子ども達に慕われている人の中には中学校卒業者や高校中退者がおられます。この方につきましては、補助員になれるのですが、支援員になれる手立てがございませんでした。この10号が加えられたことで要件が緩和されたものとなりました。このことから、本条例の第10条3項に項目を加えることとしています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

現在の状況と合わせて教えていただきたいのですが、状況としてはこういった条例が改正されても条件を満たしているということでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

現在この10号の支援員の5年以上の資格要件に該当する方はいらっしゃいません。今後現れることがあるかも知れないので追加をさせていただいております。

現在の支援員の状況につきましては、剣南学童のびのびクラブでは支援員が4名、鞍手学童保育の自然クラブでは支援員は4名、西川、古月学童保育なかよしクラブでは3名、合計11名の状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改

正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

第2条についてですが、今回の改正は独立行政法人法の変更に伴って、その設置団体の長たる者が評価を行うということに変わったというふうに理解をしています。

本町の場合は、くらて病院がそれに該当するということになっていると思いますが、まず、委員会といたしましては、町長が評価した時に意見を述べるということふうにも明記されています。

そこで改正後の第3条に、委員の数が5名から7名というふうに増加されておりますが、これは法的に7名にしなさいとか、何かそういったものですか、また他に理由があるのか、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

第3条におきまして5人以内から7人以内と改正するに当たりまして、この人数に関する法的な決まりはございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そうしますとより広く、おそらくこれは町民の方になるのかなと思いますが、そういった方からより広く意見を求めるために人数を増やすというふうな理解をさせていただきますが、そういう理解で違うところがあったら後でご指摘をいただきたいと思います。

特に、この増える2名に関しましては、町長が評価を行う時に意見を述べるということになっていますので、くらて病院の状況等々を客観的に見られる方、そしてまた町長に対してしっかりと意見が述べられる、そういった方になるのではないかなと思いますが、現在どういう方を想定されているのか、また決まっているのかその辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

人選につきましては、現段階では具体的には決めてはおりませんが、議会終了後に人選に入っていくという予定でございます。

先程おっしゃられましたように、町が評価を行うにあたりまして幅広くご意見をいただくための人選をと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そういう理解をさせていただいておきます。

今回評価を設置団体の長たる町長が行うというふうになるわけですが、今現在独立行政法人法、または町長が有するくらいに病院に関する権限というか権利というか、そういったものの変更はないというふうな理解でいいのかなど、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

今回地方独立行政法人法が改正されまして、評価委員会と設立団体の長との役割が整理され、先程おっしゃられていましたように単年度の業績評価等を行う場合の評価主体、これが評価委員会から町長へ変更されているところでございます。

従いまして、評価主体は町に変更されたわけですが、条例を改正いたしまして意見申述を評価委員会に行っていただくような感じで、関与はしていただくというふうにやりたいと考えております。

失礼いたしました。設立団体の長の権限というのは変更はございませんが、先程言いましたように評価主体が評価委員会から町の方に移るということでございます。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程の2条のところですが、最初に法の第26条第1項の規定により町長が認可を行うということになってはいますが、以前ですと中期目標を町長が指示して、それに対して中期計画が出て来ますね。その中期計画を町長が認可するかどうかということだけだったと思うのですが、今回この改正で、その認可について意見を述べるということは中期計画について、これがいいとか、悪いとか、そういったことまで踏み込んだ意見が言えるということになるのですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

これまで法改正前でございますと、病院が作成しました中期計画につきましては、町長が評価委員会の意見を聞いた上で認可ということになっておりました。

法が改正されまして、その委員会からの意見聴取は不用であると、町長が認可というふうに変更されましたので今回町の条例で評価委員会の関与を規定させていただくということでございます。

実際計画を作成にあたります際の評価委員会の意見につきましては、これはその計画云々

に対する幅広いご意見、これは当然いただくようなことになると思いますが、その意見を聞いた上で町長が認可するということに関しましてはこれまでと同じやりかたになるというふうに考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ということは、やはりその計画について自分が指示した中期目標について、その計画が目標どおりになっていないではないかと、もう一度見直しなさいというような指示までができるような条文になっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

評価委員会の権限といたしましては、その計画の見直しに関してということまでは行かずに、その判断はやはり設立団体の長であり、くらて病院になるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ここは民生産業の方に付託されますのでまた後程尋ねます。

次に、この28条第1項についてもですが、以前ですと評価委員会の評価を受けなければならないという条文だったと思います。28条の第1項というのはですね。

今までは評価委員会の評価を受けなければならないということだけだったのですが、どういように第28条の1項が変わっているのかどうかそこをお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

地方独立行政法人法の第28条第1項におきましては、各事業年度の病院の方の実績評価であるとか、中期目標期間の業績評価に係る評価という形になると思うのですが、これまでは評価の主体が評価委員会ということでございました。これが今般の法の改正によりまして、今まで委員会が実施していたのが設立団体の長が実施するというふうに改正となっております。従いましてこの点につきましても評価委員会の関与を条例規定させていただいておるところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

予算に関する説明書の58頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、58頁から113頁まで質疑はありませんか。
鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

63頁、2款の総務費の1項の1目で、普通旅費が19万5,000円ほど上がっていますが、特別旅費で17万4,000円の説明の方で減になっておりますが、これは海外出張に行かないような予定になったのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

いま特別旅費のご質問があったと思いますが、一般会計の予算書と一緒にお配りしてあります平成30年度鞍手町一般会計予算と、3月提出予算との比較というところの1頁目の3番。歳出予算の比較で一番最初に秘書事務費、特別旅費17万4,000円の減ということの質問だと思いますが、この特別旅費の減額につきましてその経緯を説明させていただきたいと思います。

今回の特別旅費に該当します北九州都市圏域市長、中国大連市トッププロモーション事業は平成29年8月より現地でのプロモーション内容等について北九州市を含む17市町で協議を行ってまいりました。

平成30年2月16日、北九州市に参加意向書を提出いたしました。しかし平成30年度当初予算につきましては3月定例会において否決されたため臨時議会において可決していただきました暫定予算では、政策的経費である特別旅費は計上しておりません。しかし、10ヶ月あまりに渡り各方面、プロモーション内容等についても協議を行ったこと、また北九州市をはじめ参加自治体へ鞍手町が不参加となることにより事務手続きや関係各位との調整についてもご迷惑をおかけすることが懸念されたことから、町長には公務ではなく、オブザーバーとして自費でこの事業に参加することにしていただき、北九州市にも了解をいただきました。

後日、内部協議を行い鞍手町の観光事業ピーアールを行うこと、この事業に参加される方は団体行動を行うこと等を考慮した結果、鞍手町だけが公務ではないとは考えにくく、また公務であれば地方自治法第204条の規定により旅費を支給しなければならないということ

から、普通旅費から特別旅費に節内流用を行い町長には予定どおり事業や中国への参加をしていただきました。

今回提出いたします当初予算には事前に節内流用を行いましたので、この中で普通旅費だけ残して特別旅費は減額しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

そうすると普通旅費の方で行かれたということよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

普通旅費を節内で流用いたしまして特別旅費として予算を付けまして中国には行ってもらっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

節内旅費で特別旅費として行ったということですが、暫定予算には特別旅費は上がっていないですね。費目に上がっていないものに流用ができるのですか。旅費としては上がっていますが、費目として上がっていないものに対して流用するという事自体そういうことができるかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

財務処理上それはOKだと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

債務処理のどういう項目のどれに当たってOKなのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

鞍手町財務規則第22条第2項の規定によって処理しています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この第2条には予算の定めるところによりというふうになっています。暫定予算の中では特別旅費については定めはありません。だからこれは議会の議決も経ていないですよ。特別旅費については、その特別旅費があつてその中で普通旅費から特別旅費が足りないから流用すると、他の普通旅費に流用するということがあるかも知れないですが、特別旅費についての議決の承認を得ていない暫定予算ですよ。それなのに特別旅費に流用できるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

先程、岡崎議員がおっしゃられました22条の1項ですね。予算の定めるところによりというのは予算書の1頁の第6条に書いてあるのですが、財務規則第22条というのはこの予算書の第6条に書いてあることであつて、ちょっと読ませてもらいます。

地方自治法第220条第2項、但し書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に掛かる予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということで、これが第22条の第1項に規定してあることだと思っております。

それと私が先程言いました22条の第2項のことですが、これはこの中にもあるのですが、同一事業項目の他の節へ流用するときは予算流用要求書により町長の決裁を受けるとあるのですが、この2項の中には同じ節内のものを流用する場合は、この2項の中にも書いてありません。節間で流用する場合は書いてありますが、同じ節内では、これは執行科目ということで別に問題なくできるということで、債務提要の中にも謳っています。

もし良かったら後で資料を渡したいと思いますが、それで別に財務処理上問題ないと思つて行っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君の質問は既に3回になりましたが、会議規則第58条の但し書きの規定によつて特に発言を認めます。

○11番 岡崎 邦博君

ということは、議会の議決、承認がなくても、同じ節内であれば勝手に費目を作って流用できるというようなことにも通じるわけですね。何でここにこうやつて説明書きまで書いて、旅費にも普通旅費と特別旅費と分けて、こういうような説明書きまで付けているのですか。こういう説明書きはきちんとそういうような議会の判断の中できちんと判断ができるようにこういう説明書きを付けて私達に議決を求めているわけではないのですか。そういったにも拘わらず普通旅費、要するに暫定予算の中では普通旅費しか付けていなくて、特別旅費という説明書きがないにも拘わらず節内流用やということで、議会の議決も経ずに事後承諾のような形で今回改定という形で付いていますが、これは明らかに議会軽視というか、議会無視で

はないですか。勝手に予算を節内流用という形で使えるということに繋がりますよ。これは議会を無視しているということではないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

いま政策推進課長が答弁しましたように、これは財務処理上につきましては、何ら法に抵触するものではございません。ただ今議員がおっしゃった内容につきましては、今後予算計上につきましては丁寧に行っていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

先程の件ですが、節内流用ができるという実務提要の中にも書いていてできると思いますという発言だったと思うのですが、通常予備費1,000万円ありますね。それを使うべきではないのかなと私は思うのですが、そこはどういうふうに考えていますか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

予算の執行につきましては、まず予算がない場合は、まず補正予算に上げて議会の承認をいただくというのがまず第一番だと考えております。

その次に、もし流用できる予算があれば流用、そして最終的にそれができなければ予備費からの充用というのが順番だと考えております。

今回補正予算に上げなかったのは、最初は先程の説明にも行いましたように町長は自費で行かれるということで話ができておりました。出発直前になりまして内部協議をした結果、これは公務に該当しますと、自治法上旅費を支給しなければいけないということに内部協議の中でなりましたので、臨時議会を開く暇がありませんでした。それで2番目の流用という方法を使わせていただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

先程、補正予算云々と言われました。補正予算を組む暇がなかったと。ただ過去に予備費を充用されたことが多分にありますね。補正予算で計上とかと言われましたが、補正予算に計上しなくて予備費を。

これからはそのように補正予算を組んでされるということで理解していいのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

いま政策推進課長が申しましたように、今後予算の補正を行う場合は、やはり第1には議会へ、臨時議会を開くなりしていただいて補正予算を付けていただくというのが大前提だと思います。

ただ、予備費を流用する場合は、議会を開く暇がない場合というようなことにもなっていますので、今後は補正予算を計上する、それから予備費を充用するかは、それはそれぞれの案件に伴ってケースバイケースそこは考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

すごく乱暴な議論になっていると思います。結局公務に値すると判断したのは執行部でしょ。だからこれは公務の旅費ですから支払わないといけないということで運用しました。今後は議会に聞いてやります。今後は改めさせてもらいますというような、ものすごく乱暴なお話で、元々議会の議決をもらってやらないといけない。もしも臨時会等を開く暇がないのであれば執行部の権限として専決を行うだとかということは与えられたことでしょう。そうしないと今質問が出ない限りは、今の特別旅費のことは何にも問題にならなかったことですよ。今後改めますばっかりこの間続いてきているような気もしますが、その点については、先程言われました議会無視というのも当てはまると私はそういうふうに思います。

その点についてはどうですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

ただこの節内流用につきましては、法令で定められた範囲内で行える執行だというふうに考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

財務規定に当てはまっているから、法律内の内側でのことですからOKですという答弁すること自体が議会軽視ですよ。議会が分からなかったら本当に問題にならなかった。このまま今までどおり財務規定に該当すれば何でもできたということになりかねませんよ。そういう答弁でなくて、もう少し議会にきちんとした説明をしながらやっていただかないと本当に乱暴な執行部の考えだけでやっているというふうに言わざるを得ませんが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今後予算計上につきましては、丁寧に予算計上を行って議会にお諮りさせていただきたい
と思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

94頁、庁舎の建設の関係の経費ですが、これにつきましては墓地の改装費というふうに
説明がありましたが、この墓地の改装費を先にするという、そういった判断に至った理由を
教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず墓地につきましては、今回やはり庁舎等の建設の基本計画に基づきまして、小牧墓所
につきましては、移転地として上がっております。まずはこの小牧墓所につきましては移転
をすることを大前提としております。

また、この墓所につきましては、墓所の所有の関係各位等のこれまでの調整等もございま
すので、この移転の費用につきましては計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

予算が計上されるということは墓地の改葬等に着手するというふうな形になってくるのか
なと思いますが、予定地に墓地があるから今回先に整理のために改葬を行うのだという考
えだと思いますが、じゃあ同じ敷地内にある石炭史料館の移転、移設も計画に上がっている
と思いますが、その予算が上がっていない理由はなんですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この庁舎等の移転につきましては、まずは墓地の移転を大前提とさせていただきたいとい
うことで考えております。

石炭史料館の移転等につきましては、また改めて予算計上をさせていただきたいとそのよ
うに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

5月15日付の新聞にもありますが、新庁舎の設計費等の予算を見送って、今後議会と調整を図りたいというような新聞報道もありましたし、4月7日の分を見ますと建設の入札方法等は今後検討したいというふうな新聞報道もあります。

そこから考えるに、まだその辺が不透明な状態であるにも拘わらず地元の方の大切な墓地进行を先に改葬を手掛けるといったことになると、そしてまた石炭史料館は同じ敷地内です。そこを使おうとする敷地内にあるわけですから、それをまだ後回しにするといったことになると、墓地を移転しましたので建設に関してさっと進めてくれというようなふうにとれるのです。ですから設計の方がまだ全く検討されていない、議会と調整を図りたいと、何か調整したのかどうか分かりませんが、そういったことで、ただ単なる口実作りのための予算ではないのですか。

庁舎を建設するにあたって、その敷地の改装費を先に上げて墓地を移転しました、だからその土地に庁舎を建てるといった方向で予算並びに予定の進捗を進めたい、加速させていきたいのだという、ただ単なる口実作りのような気がします、そうでないというのであればきちんとした納得のいく説明をしていただきたいと思いますと共に、この新聞報道に関しても何らかの説明をいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず墓地のみを先に先行させていただいたというところは、この墓地移転につきましては、やはり数ヶ月時間を要しますので、まずここにつきましては、着手させていただきたいというところがございます。ご質問議員がありますように、先にそこを既成事実を作ってどんどん先に進めていくのではないかとご指摘だと思いますが、その点につきましては、まず今後調整できていないような部分につきましては、調整をさせていただいて必要な経費につきましては改めて計上をさせていただきたいというふうなところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

同じところなんです、30年の1月臨時議会、それから3月の当初予算で、これは庁舎等建設事業の費用が継続費として1億1,600万円上がっていましたね。

今回設計測量委託料5,000万円、これは予算計上されていませんよね。この理由というのは、この予算は予算提出権者は町長ですからその辺の理由を教えてくださいたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

庁舎建設予算につきましては、基本設計業者選定において議員の皆様と考え方の相違が前回ございましたので、その辺を整理させていただいて改めて計上させていただきたいとそうように考えて、まずは平成30年度の一般会計本予算のご承認をいただきたいとそうように思ってこのような形を取らせていただきました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

否決されたからちょっと色々考えてということでしょうか、3月の時から期間は2ヶ月以上経っています。まだその辺ははっきりしないということですか。もう2ヶ月以上ですよ。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時51分

再開 14時00分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程、熊井照明君の質問に対して執行部から答弁を求めますのでよろしくをお願いします。

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お時間を取らせてまして申し訳ございませんでした。

先程も熊井議員さんの方から言われましたように、これまでの経緯から申しますと、1月の臨時議会で提案させていただいた段階では、大きく議論が異なっていた部分は、設計業者の選定におきましてプロポーザルなのか、若しくは競争入札なのか、指名一般までは行っていませんでした。その辺の議論がありましてなかなかそこのご理解をいただけなかったというところで1月には否決されたというふうに私は認識しております。

そして3月議会におきまして改めて提案をさせていただいております。この時につきましては、予算額につきましては変更は行っておりません。ただその提案する段階におきまして町長は競争入札だというふうにおっしゃっていたと思います。その段階におきましては最低制限価格などは設けないというようなことをご提案をさせていただいたと思います。

ただ、そういうご提案をいたしました、やはり議会の議員の皆様からここはご理解をいただけなかったというところがございまして、一般会計予算は否決されまして暫定予算という形に現在なっております。

執行部としましても、この部分につきましては、まずやはり一般会計の本予算、当初予算をまずは優先をさせていただきたいというところがございます。ですので、今後この庁舎の

建設につきましては、改めて先程申しましたように、いろいろ議論を調整させていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

先程も町長が申しましたように、まずは平成30年度の本予算を通していただきたいと、やはり住民生活に影響がございますので、この部分を最優先をとという形でお願いしたいというところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

住民に直結する予算を先に通すためということでしょうか、ただ、私がこうやって質問しているのは、この庁舎問題に早く目処を付けてもらいたいから私はこういう質問をしているのです。

最後の質問になりますが、職員の方はご存じだと思いますが、総計予算主義、これは自治法と財政法の中に明記しています。町長はご存じないかも分かりませんが、一年度の歳入、歳出は全て計上しなさいよというのが総計予算主義なんです。これは自治法210条かな、それと財政法にもこれはちゃんと記入しています。

ただ私はこれは、これによって不都合な場合もあるということで今回別々に上げているのかどうか知りませんが、この原則はやはり守って行くべきではないかなと私は思うのですが、町長はどういうふうに思いますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私は勉強不足ですみません。議員さんのおっしゃるとおりかと思っております。今後しっかりとその辺も加味しながら推し進めて行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程6番議員が新聞報道についての答弁を求められていましたが、3回終わっていますので私が代わりにお聞きしたいと思っております。答弁漏れがあったと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ご迷惑をおかけしてすみません。

新聞社も、まさか私は、これは議会前ですから書いてもらったら困りますと言ったのですが、何かフライングされたみたいで、私は記者に話したのはこういうふうに話しました。

まずは直結する町民のための予算を絶対通したいのですと、その後にもたいろいろ部分
がございましたら協議させていただきたいと思っておりますとこういうふうなことを記者と
はお話をさせていただきました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

別の質問をいたします。

95頁に空家等対策協議会委員報酬と出ています。その前に85頁に空家流通促進事業費、
元々は空家対策については危険家屋をどうにかして欲しいということからの問題提起でした。
ですが、この間見ておりましたら使える空家をどうやって流通させようかというところばっ
かりに目が行って、危険家屋をどうするのかということについても全く見えて来ないのです
が、この点についてはどういうふうに考えていますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

いま議員さんがおっしゃいましたように平成29年度につきましては、これは2本立てと
いうような形で動いております。

まず総務課所管の空家対策協議会は、今おっしゃいましたように危険空家、特定空家等の
対応について協議していただくところ、ただ組織の作りとしましては、空家等対策協議会が
一番大きな基で、利活用につきましては、空家対策計画の中では流通促進というところがご
ございましたので平成29年度はこの先駆的の空家対策モデル事業を使って流通のところを行っ
て来たところでございます。

実際この大元となります危険空家等の取り組みは若干遅れているところではございます。
今年度につきましては、本予算を通していただいてこれを積極的に進めさせていただきたい
と思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

総務課長はもの凄く危機感を持っているというのがよく分かりますが、ただこれ本当言っ
たら一般質問で私は聞きたかったのですが、鞍手町の地域性といいますか、もともと炭鉱の
町でこの空家対策法については聞くところによりますと、長屋は当てはまらないというよう
なことがありました。そしたらこの間も総務課の方にもご相談をさせていただきましたが、
空家の長屋の1軒空いているところが瓦が壊れて、住んでいなかったらどうしても痛みます
から、そこから雨漏りがして隣の住んでいるところに雨漏りがすると。

だけど、そこを切り離してやろうかといってもなかなかそれが進まない、町が強制的にや

ろうとしてもそれができないというような状態があります。

その辺は特に鞍手町は昔の炭住がまだ大分残っていますし、長屋というのがものすごく多くあります。そこに一旦火が付けられたりだとか、不審火などがあつたら大火事になって逃げ遅れてしまうというような状態もありますので、まずは危険家屋、そして鞍手町独自で長屋対策をどうするのかというのを、この空家等対策協議会の中でも論議してほしいし、町長もその辺は十分押さえて今後施策を考えていただきたいというふうに思いますが、ご意見をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今議員さんがおっしゃいますように、この長屋等の空家についてご相談をいただく件数は結構あります。

なかなかこの空家対策は全国的にもやはり対応が難しいところがございます。ただそうは言いつつも、まずは空家の所有者に対しまして、総務課としましては所有者を確認いたしましてこの空家の管理についてお願いをするように文書を出しているところではございます。それでもなかなか進まないところもございます。そうしますと法的には行政代執行というような手段もありますが、なかなかそこまで至るまでには、まだ法的にも整理をして行かなければいけないというふうに思っておりますので、今後できるだけ進めて行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

1戸建てでも、法的には強制代執行というのができますが、それは1戸建てに限るところで問題はやはり長屋ですね。そこを実際固定資産税等もおそらく入ってきていないと思います。もちろん、壊したら固定資産税を取れるのかと言ったらそこもなかなか難しいことではありますが、そういったことも考えて大々的に今後考えて行かないといけない。本当に真剣に考えないと、今すぐにでも潰れそうな長屋がありますから、そこに手が出せないというような状況は早く改善してほしいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この長屋につきましては県が主導といいますか、中心になって対策については対応していただいているところでございます。

鞍手町もそういう空家対策については、参加してこの対応については進めているところでございますので、今後特に長屋対策については県と進めさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程から質問がありました庁舎等建設費のところでは。

今までの答弁をお聞きしましたところ、一般会計の本予算を優先するということから7,000万円ほど3月の当初予算から減額しているということでした。3月の当初予算には設計業務委託料その他も含めて7,000万円ほどこの本予算よりも多く計上していたということは、この30年度の本予算でその設計委託その他もやはりやっていきたいという意志ははっきりしているわけですね。3月に計上していたということは、ということは先程ありました総計予算主義からしますと明らかに、自治法210条にあります、これに反した予算ということがいえるのではないですか。どうですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

先程、熊井議員もおっしゃいましたし、この予算につきましては総計予算主義という形になっております。本来その会計年度において歳入歳出でのものは全額必要だということになっていきます。

ただ、これまで3月議会、1月も含めてですが、庁舎の関連予算につきましては、やはり議論を重ねる必要があるというご指摘だと思います。ですから、これは改めて仕切り直しと言いますか、この部分については一旦予算から外させていただいてという考えでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程もありますように、1月から議会との相違があるということが分かっていたわけですが、分かっていたにも拘わらず3月の当初予算には計上しているということは、この30年度でこの事業はしようという意志がはっきりしているわけではないですか。ということは、総計予算主義からすればこの30年度、当年度の中で本予算の中に計上しないといけないわけですよ。計上しないといけないにも拘わらず、この6月の本予算の中ではまだ議会との相違があるから、まだ議論の余地があるからということで外しているということは議論を避けているわけですね。ひょっとしたら先程優先したい、通してほしいということを優先するがために外していると、意図的に外しているわけですから、これは明らかに210条の総計予算主義に反している予算と言えるのではないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

一般会計予算ですので、まず最終的に今回予算を計上、提案させていただくにあたりまして、やはり何を優先すべきかというところだと思います。ですので今回この部分を、まずは住民生活に影響を与えないようにするために、まずそこが最優先されるということを総計というふうに解釈したというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

庁舎建設も当然住民の生活に影響するはずとそういうわけでしょう。ですが議会との相違があるということの外しているわけではないですか。本来は全ての予算、一会計年度に予算を計上しないといけないものとはっきり分かっている、また住民の生活にも影響があるというのを分かっているにも拘わらず外しているわけですよ。それはやはりいろいろなことを答弁として言われても、現実的には210条にはそぐわないですよ。そういう判断しかないでしょう。答弁はいいです。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、112頁から175頁まで質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

169頁、病院事業費の関係ですが、予算書の後の方についています説明書になるのですがこれを読みますと、地方独立行政法人のくからて病院に対して運営費の負担が国が毎年度定める地方公営企業繰出金の通知に準じて一般会計から負担されるということで期日がありますが、前年度に比べて1,250万円ほど減額という形になっておりますが、これは何か原因があるのか、それともこちらの方ではそういったものを把握できないのか、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

あくまでも29年度ベースで見積りはさせていただいております。普通交付税が確認いたしましたらまた補正をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

病院の運営費の負担金についてはそういうことで分かりました。

同じ69頁の下段に病院事業総務費並びに、次の171頁、くからて病院評価委員会費にア

ドバイザー報償費というのがそれぞれ計上されていますが、この中身はどういったことか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

このアドバイザー報償費につきましては、くらて病院評価委員会に大学の名誉教授1名、公認会計士1名いらっしゃいますので、その方達に対します報償費でございます。

くらて病院評価委員会費におけるアドバイザー報償費につきましては、いまご説明申し上げたところでございますが、その上の病院事業総務費に計上されていますアドバイザー報償費につきましては、今般地方独立行政法人法が改正されまして評価の主体が町に移るといった場合に評価委員会からの意見を得た上で町が評価を行うこととなりますが、その際、今度は庁舎内で検討を行う時にアドバイザーのご出席をお願いする時に必要な報償費ということで計上させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そうしますと、このくらて病院の評価委員会のアドバイザー報償費というのは大学の教授や会計士に対してのアドバイザー報償費というのは分かるのですが、病院事業の総務費には町が評価する時のアドバイザーといったような説明でしたが、誰を想定しているのですか。評価するのは町長でしょう。どういったことでここにアドバイザー報償費が出るのですか。もう少し詳しく説明していただけますか。

どういったときにアドバイザーを予定していると。アドバイザーを予定していたらどういう方を予定しているのか、そういったことを教えていただかないと、今の説明では病院の評価する時に町が評価するときのアドバイザーというふうな話だったのですが、先程の条例でもアドバイザーを雇うとか何にも説明がなかったもので、その辺をもっと詳しく説明して下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

失礼いたしました。

評価委員会費におけますアドバイザー報償費に関しましては、先程から申し上げます評価委員会のメンバーになっていらっしゃいますアドバイザーの方に対する報償費でございますが、今度病院事業費の方で計上しています報償費に関しましては、実際町の方が評価委員会からの意見を受けまして評価を行う際、役割が整理されて実際に評価を行うのが町になりますので、その際に大学教授や公認会計士の方達の意見をいただくための経費として報償

費を計上しています。評価委員会とは別物という形になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ちょっと分かりにくかったのですが、くらで病院の評価委員の中に入るアドバイザーと庁舎内のアドバイザーは人が違うのですか。同じですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

このアドバイザーに関しては同じ方を考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

既にくらで病院評価委員会の中でアドバイザーが入っているので、そのアドバイザーが入った評価委員会の評価の意見を町長が聞くわけでしょう。それを基に作るわけで、例えば別のアドバイザーの人だったら分かりますが、同じ人が入るのでしたらちょっとおかしくないですか。評価委員会の意見を聞いて町長が評価するのでしょうか。ですがそこにまた評価委員会に入っているアドバイザーを、同じ人というのはおかしくないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、この地方独立行政法人が改正された趣旨といいますか内容は、先程も保険健康課長が答弁しましたように、これまでは病院の評価はこの評価委員会が行っておりました。ただこの役割は法の改正に伴って評価委員会から設立団体の長にこの権限が移ったというところでは。

ただこれまでの評価委員会は評価委員会として存続するわけですが、評価委員会は評価委員会として法で定められた別の評価をとるか権限で評価を行って行くわけですが、それは町に対してと。ただ今後くらで病院の評価の権限は設立団体の長に移ったのですが、なかなかこの設立団体の長の部門の中でくらで病院、要は医療的などか、専門的などところを評価するのはなかなか難しいというところで、ここの大元の評価委員会の意見を聞いて、それは町長が評価ができるというふうな形でされたわけです。

この評価委員会は評価委員会として役割もあるし、町長の評価を行う段階で、町長に対して意見を述べるという立場も兼ね備えてというか、それを条例の中で謳っているというのが先程の条例の改正ですので、評価をする方はこれまでの評価委員会は評価委員会としてあり

ます。そして町長が評価をする段階で、町長が評価をする時に専門的な意見、この評価をする時にこの評価委員会の方々からの意見も聞いてやるというような形になっています。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ほぼ实际的に言えば、評価委員会が出した評価、町長は聞くことはできますが、それは多分文書としてもらうはずで、それが中身のほぼ同じものを町長が評価したということになるのではないかなというふうに思うのですが、評価委員会の意見を聞くのでしたら評価委員会のアドバイザーじゃなくて評価委員会の委員長、会長、その人から説明を受ければいい話で、意見を聞くというのは評価委員会のアドバイザーと委員長等に意見を聞いて、そしてその評価を町長に出せばいいだけの話じゃないですか。わざわざ別にアドバイザーというのを付ける必要はないのではないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

宇田川議員が疑問に思われるところは分かります。

おっしゃるように、本来この法改正に伴って設立団体の長が評価するということになっておりますので、全く別な組織でこの評価をする、組織を立ち上げるということも可能でございます。ただ、なかなかここを評価委員会、要は設立団体の長で組織するところには新たな評価組織を立ち上げる必要がございますので、その部分については元々今度の法改正に伴って権限が外れたところの評価委員会でも意見を述べるができるという形で、そこは整理はされておりますので、鞍手町におきましても今回その評価委員会の業務以外のところをこの評価委員会条例の中に項目として盛り込んで評価委員会が評価できるようにしたというような内容でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、174頁から195頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、196頁から221頁まで質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

221頁、消防費、工事費が上がっていますが、これは防災無線の関係の工事費だと思いますが、こういった工事なのか、その内容等について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

これは今議員がおっしゃいましたように、防災行政無線の新設分の工事費でございます。場所につきましては、まだ具体的には決まっておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

確かに防災無線の拡声器等々が増やされるといったことになるとは思いますが、確かにそういったものが必要な箇所が多々残っていると思いますので、今回具体的には決まっていないということですが、どういう箇所に建てたいというようなことを想定しているのか、それと予定本数等々をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

平成29年度につきましては、この防災行政無線の視聴がなかなか聞きづらいというところで立林区内に1本設置をさせていただいております。

今後そういうふうに音声聞きづらいという箇所につきましては、年間1基程度を目処に増やしてはいきたいというふうに思っております。ただこれもいろいろなところで聞きづらいというところは季節によっても窓を閉めきったり、開けている時とか、夜とか、昼間とか、いろいろ条件が異なって状況が変わりますが、できるだけ防災行政無線が機能するような形で整備をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、220頁から279頁まで質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

教育費の235頁、小学校施設の整備事業費ということで工事費が上がっていますが、説明書等によりますと3校、3つの小学校の防水工事を行うということで、確か29年度は剣北と南の2校が行われています。

小学校は町内6校あるわけですが、西川小学校については予定が入っていないのか、今回この工事が来年度西川小学校が予定されているのか、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

西川小学校につきましては、まだ雨漏りの確認がされておられませんので計画はございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そうしますと、この小学校の施設整備事業費というのは今年度で完了するというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

その予定でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

14頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

14頁から57頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

79頁、先日一般質問でも行いましたが公用車の管理費です。主には庁用車の使い方です。

私が町からいただいた資料は運転日誌だけでしたが、行事予定表ですが、行事予定のないのに庁用車が使われている。やはりきちっと使い方を明記してもらいたい、町長は全部公務ですと言われましたが、今までの分も含めて何のために誰とどこであったのかということも含めて、全て出していただきたい、今後もそうしていただきたいというふうに思いますがどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私もそのように今後きちっとやっていきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今までの過去の分も含めて全部公務でしたんでしょう。じゃあ全て出して下さい。
お答えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね。ちょっとお時間をいただかなくてはいけないかもしれませんが。
以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程の63頁の旅費です。これは当初予算には特別旅費は上がっていましたが、当初予算で否決された時点で今度は暫定予算になり、暫定予算では普通旅費としか上がっていませんでした。

3月の臨時会の時に、私は町長に対して当初予算を否決された責任をどう感じているのかということで質問をさせていただきましたが、その際に町長は、私の不徳の致すところという答弁をされています。それは町長も覚えていると思いますが、町長の不徳の致すところで当初予算が否決され、暫定予算になったというふうに町長は当時は考えておられたわけですね。と言うことは、その時点で北九州都市圏域の大連行きは議会の判断として駄目ですよと、政策的な経費は認めませんということだったわけです。

ですから当然、町長あなたご自身が言ったように不徳の致すところで議会としてはそういう判断をしたわけです。ですからその判断が出た時点で行けないというふうには判断をしなかったのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

今回の17市町の連携協定のプロモーション事業ですが、これは昨年8月より17市町で各方面の首長さん、そして事務方の皆さん方と事務手続などを進めた経緯がございます。

そして3月末の時点では事業の企画、ピーアールのツール、現地大連市での発表、これは特に北九州市と中間市と鞍手町で円卓会議でやってくれということで、ここでも町のプロモーション発表を行いました。

こういったことの協議を昨年からやって来ておりまして、私としてはよその市町にご迷惑をかけることはできないという思いで今回参加させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

17市町の内10市町が今回大連に行っているわけですが、他の市町に迷惑をかけるからという判断で行ったということですが、先程も言いましたように、あなたの不徳の致すところで予算が付かなかったのです。だからそれが議会の判断です。その議会の判断に従うのが町長であって、どういう事情があろうと、今までどういう政策してこようと、準備をしてこようと、議会の判断に従うのが町長ではないですか、いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

その部分は見解の相違かと存じております。今後そういったことのないように真摯に受け止めて対処していきたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

見解の相違と言うこと自体が議会を無視している。あなたは議会のことを全く考えていないではないですか。とにかく自分勝手に、自分がしたいことを町の予算を使ってしている、これは町民のためとか、いろいろ理由はあるでしょう。しかし予算は全て議会の承認が得られないと使えないのですよ。あなたが勝手にできるわけではないのですよ。

今のような見解の相違ということ自体、これははっきりと議員、議会を無視している。軽視ではなく無視している証拠ですよ。どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

真摯に受け止めます、今後そのようなことがないようにしっかりと取り組んでいきたいと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

1月から以降、3月議会、そして今回という形で、1月議会では庁舎の建設の關係の予算が否決され、そして3月議会では一般会計当初予算が否決されたということでございますが、町長ご自身は不徳の致すところとおっしゃっておりますが、まず3月議会で当初予算が否決された理由といったものをどのようにお感じになっているのか、またどのように判断してい

るのかをお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に大変申し訳なく思っております。そしてまた町民の皆様にも本当にご迷惑をお掛けしたとそのように思っております。申し訳ございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

もうちょっと具体的に申し上げますが、先程からのやり取りで総額を予算に計上すべきだといったこと、それから新聞報道にもありますように、新庁舎の建設費の予算を見送るといったことで、まるで新庁舎の問題が予算の否決された理由ごときに判断をされているのではないですか。我々は少なくとも私は、この新庁舎の問題だけを取っているわけではないのですが、その辺は理解されていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

重々理解していると思います。今後はそういうことのないように真摯に取り組んでいきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

庁舎の関係だけではないという理解をしているのであれば、今回きちんと何で設計費を上げなかったのかという、またそこに話が戻るわけですが、そういったことを繰り返す気はございませんが、町長ご自身の町政に対する取り組む姿勢といったものに対しての我々の意見、反対討論でもだしましたとおりですよ。そういったことをしっかりと反省しているといったふうにはとても新聞報道からは読み取れない。

この新聞報道がなによりではないですか。何の調整をするのですか、我々は議案が出る前に議会と町の執行部と何か調整をして常に出しているのですか。あたかもこれでは議案を出す前に我々に議案を説明して事前審査をして、相談して議案を出しているかのごときこの発言、こういったことがあなたの姿勢を問われているのです。そういったことをあなたはどうか感じているのかお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

新聞報道の言い回しというか、あれは私の意志というか、そうではないのです。議会の皆

さん方にご理解をしていただきながら、という意味で私は言ったつもりですが、ああいうふうな形になったのではないかと私はそのように思っております。しかしそういうふうなことが表に出たということは私の申し訳ないところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっております議案第59号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 14時48分

再開 15時10分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは報告をさせていただきます。

委員長に久保田正之議員、副委員長に田中二三輝議員、以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に、日程第5 議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

歳入歳出118万8,000円上がっております。それについて、高額医療の自己負担の細分化というのをちょっと詳しい内容を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

今のご質問につきましては、システム保守委託料を追加しておりますものでございまして、8月から70歳以上、75歳未満の現役並み所得者の高額療養費の自己負担限度額の所得区

分が細分化されまして3段階に分けられております。

対象者の所得区分の判定が必要となりましたので電算システムの改修費ということで金額を上げさせていただいております。

内容につきましては、これまで高額療養費の70歳以上の方達の現役並み所得者に関しましては、外来で5万7,600円、外来プラス入院で8万100円に医療費から26万7,000円を引いたものに1%を掛けたものを加えたものが限度額と、対象者につきましては、住民税の課税所得が145万円以上の方というふうに規定されておりました。それが今年の8月からは、その現役並み所得者の区分が更に3つに分けられます。

対象者の住民税の課税所得が145万円以上の方、それと380万円以上の方で690万円以上の方という形で、今まで1つだったものが3つに分けられます。

住民税の課税所得が145万円以上の方につきましては、計算については従来通りの高額療養費の負担限度額ということになりますが、課税所得380万円以上の方につきましては、外来と入院合わせましたところで申し上げますと、16万7,400円に総医療費から55万8,000円を引いたものに1%を掛けた数字を足したものが限度額になります。

一番高い690万円以上の方につきましては、25万2,600円に総医療費から84万2,000円を引いたものの1%を加えたものが限度額になります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

数字はかなり出て来ましたので、委員会の方で資料の提出をお願いしたいのですが。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

資料を提出させていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日14日から18日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日14日から18日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 15時17分

平成30年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
平成30年 6月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月19日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月19日 午後1時25分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	4	宇田川 亮	5	竹内利一		

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権課長	石井通稔	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	税務住民課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名			保険健康課長	芝野英和	出欠
	議 事 日 程	別紙のとおり				
	付 議 事 件	別紙のとおり				
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成30年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例
(民生産業副委員長報告)
- 日程第2 議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例 (民生産業副委員長報告)
- 日程第3 議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例
(民生産業副委員長報告)
- 日程第4 議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(民生産業副委員長報告)
- 日程第5 議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第6 議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の
課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第7 意見書第2号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書
- 日程第8 閉会中の継続事件

平成30年6月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第56号から日程第4 議案第60号までの4件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業副委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業副委員長。

○12番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例。

議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例。

議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は6月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例を採決します。

本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第56号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第57号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第58号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第60号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第59号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。
久保田予算特別委員長。

○10番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、6月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第59号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第59号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対し反対討論を行います。

平成30年度の本予算は3月議会にて否決されました。その理由は、庁舎建設に伴う業者選定の問題だけではありません。何度も言いますように、昨年のくらの病院の問題に端を発した町長の町政運営と政治姿勢に問題があるからです。

特に、議会をないがしろにした町長の議会答弁は、町民をあまりにも軽んじているとしか言いようがありません。「私はいつも町民のことを考えている」と言いながら、ほぼ毎日のように福岡のマンションから通い、その上庁用車を私物化してきたのは周知の事実です。

本予算は、町民生活に直結した大事な予算です。しかしながら町民や議会をないがしろにするような町長の政治姿勢では、予算編成どころか町政運営を任せるわけにはいきません。

徳島町長への不信任の意味を込めて反対討論とします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

平成30年度鞍手町一般会計予算は、本年3月の定例議会において議案第19号として提案されましたが、徳島町長のくらの病院運営に関する越権行為に対する反発や庁舎等建設に伴う基本設計業務委託事業者選定方法における考え方の相違など議会に対する対応等の理由によって否決されました。

行政運営のチェック機関として、我々鞍手町議会としては徳島町長に対し、当然、是々比々

として改めるべきは改めてもらうよう指摘していくところではありますが、町長の議会对応や感情的な言動ではなく、大所高所に立って町民生活をまず第一に考え議論するべきと考えています。

徳島町長が推し進めているまちづくりにおいては、これまでの歴代の町長を否定するわけではありませんが、今までの町長にはない発想と手法により、企業誘致や人口減少対策などに取り組み、鞍手町も大きく変わろうとしています。

3月の定例議会において、平成30年度当初予算が否決されたことにより、現在、6月末までの暫定予算となっておりますが、これまでの3ヶ月間、町民の方々に多大なご迷惑をおかけしております。

今回、徳島町長は、庁舎等建設の関連予算を減額し、鞍手町民の生活を最優先にした予算を編成して提案されており、否決すべき予算案ではありません。

よって議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に賛成いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対し反対の立場で討論に参加いたします。

鞍手町及び近隣住民の地域医療に重要なくらて病院の現在の状況については、徳島町長の一方的で悪質な法を無視した自分本位な不当介入が原因であることは明らかであります。

本来、町民の生命、財産を守るべき立場の町長が法を犯し、自らの身勝手な不当介入の結果、多くの患者やその家族、更には多くの町民に大きな不安と負担を与えているにも関わらず、招いた結果責任を負わず、未だに言い訳を繰り返していることに人間性を疑うものである。

徳島町長の存在がくらて病院の医師招聘に関し、最大の障壁であることは言うまでもない。

先の3月定例会で、平成30年度当初予算が否決された理由が、新庁舎建設に向けた基本設計の業者選定方法にあるかのように考えているようだが、否決された理由さえ的確に判断できないのか。

また、5月に新聞報道された、議会と調整を図りたいなどの軽々しい発言は、あたかも提案される議案に対し事前に議会と協議しているかのごとき誤解を招くものであり、到底ゆるされる発言ではない。

議会に対し、議案の提案者である徳島町長の答弁態度を見ていると、臨席者に答弁内容を示され答弁していると見て取れる。これは、町長自身が議案の内容を理解把握していないものと判断せざるを得ない。

更に、6月議会において、庁用車の利用に関する疑義が生じるなど、徳島町長の政治姿勢は改まったとは言い難く、町長としての資質に欠けると再認識するものである。

これらを総合的に判断し、徳島町長に対する不信感は更に強まったと言える。

たとえ町政の混乱と停滞を招く結果となろうとも、その責任は全て徳島町長に起因するものである。

以上を理由とし徳島町長に対する不信任の意志を強く示し、重要議案であることは十分に理解しているが、議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対し反対する。

以上、反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算について次の3つの理由により反対の立場から討論いたします。

第一に3月議会では、当初予算に計上されていた庁舎建設のための設計測量や調査業務などの委託料7,026万円が、30年度での事業実施の意志がありながら、今回提案された一般会計予算から意図的に計上が見送られています。

この予算は、庁舎建設等検討委員会や議会に対する説明ではプロポーザル方式で業者を選定すると説明されてきましたが、町長が独断で突然選定方式を変更したため、今年1月の臨時会で否決され、3月の当初予算でも否決されました。

そこで、議会との意見の対立があるので議論を避けて基本設計等の委託料をあえて計上せず、姑息とも言える方法で予算を通そうという魂胆が透けて見えます。これは予算編成する際の大原則である一会計年度における一切の収入及び支出は全て歳入歳出予算に編成しなければならないという地方自治法第210条の総計予算主義に反すると言わざるを得ません。

次に、中国大連市への海外出張旅費について3月の暫定予算には計上されていないにもかかわらず、国内向けの普通旅費を流用して出張したことです。これは、今回の一般会計予算とは直接にはかわりはありませんが、当初予算が否決され、暫定予算を編成した際に政策的経費ということで大連市への出張旅費を削減した時点で出張を見送らざるを得ないことはわかっていたはずですが。にもかかわらず予算書に計上していない費目で予算を流用して大連市へ出張しているが、30年度の一般会計に計上されることなく執行されたことになり、議会として全くチェックできず、チェック機関としての機能が果たせません。

このような手法がまかり通れば、都合の悪い事業は意図的に説明書に記載せず、予算通過後に他の費目から流用することも可能で、このような流用は議会との信頼関係を損ない動議に反する手法で認めるわけにはいきません。

最後に、今回の一般会計予算に対して住民の生活に支障をきたしかねないので、通すべきではないかとの意見が一部にあるが、この予算を通すことは議会との歩み寄りをせず、意見の対立する予算は見送るなど町長の身勝手な予算編成や予算執行を認めることになり、今後の予算編成や予算執行に許すことができない悪例になりかねず、到底見過ごすことはできま

せん。

更に、年間3万kmに及ぶ庁用車の使用に象徴される身勝手な町政運営や、くらて病院に対して権限を逸脱した不当な介入を行い内科常勤医師6名が退職するにいたり、収益の大幅な悪化を招く事態に陥りながら、全く責任をとらない政治姿勢に対しても賛同できません。

改めるべきは町長であり、議会は毅然として駄目なものは駄目と信念を持ってはっきりと意思表示すべきと考えます。

したがって議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に反対いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。従って、原案について採決します。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」同数)

以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。

よって地方自治法第116条 第1項の規定によって議長が本案に対して採決します。

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算について、議長は可決と採決します。

次に、日程第6 議案第61号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、6月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第61号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第7 意見書第2号を議題とします。

提出者を代表して、6番議員 田中二三輝君に趣旨説明をお願いします。

6番議員 田中二三輝君

○6番 田中 二三輝君

意見書第2号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書。

別紙意見書案を提出する。

平成30年6月19日提出。

提出者 鞍手町議会議員 田中二三輝。

同じく 須藤 敏夫。

提案理由

地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第2号は、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第2号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査の申し出があっています。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成30年第5回定例会を閉会します。

閉会 13時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 宇 田 川 亮

議員 竹 内 利 一

平成30年6月19日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
地方独立行政法人くら て病院運営の正常化に 関する調査特別委員会	地方独立行政法人くら て病院運営の正常化に関する調査
議会広報編集調査 特別委員会	議会広報編集及び調査